

平成十九年政令第三百四十七号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 健康保険法の特例に関する事項(第三条・第四条)
第三章 船員保険法の特例に関する事項(第五条―第七条)
第四章 国民健康保険法の特例に関する事項(第八条―第十条)
第五章 高齢者の医療の確保に関する法律の特例に関する事項(第十条の二・第十条の三)
第六章 国民年金法の特例に関する事項
第一節 被保険者の資格に関する事項(第十一条―第十二条)
第二節 給付等に関する事項
第一款 給付等の支給要件等に関する事項(第二十一条―第二十九条)
第二款 給付等の額の計算等に関する事項(第三十条―第四十一条)
第三節 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する事項(第四十二条―第四十七条)
第七章 厚生年金保険法の特例に関する事項
第一節 被保険者の資格に関する事項(第四十八条―第五十五条)
第二節 保険給付等に関する事項
第一款 保険給付等の支給要件等に関する事項(第五十六条―第六十六条)
第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項(第六十七条―第七十九条)
第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に関する事項(第七十九條の三―第七十九條の五)
第八章 雑則(第八十九条―第九十六条)
第九章 経過的特例に関する事項

第一節 国民年金の被保険者の資格に関する事項(第九十七条条・第九十八条)
第二節 国民年金の給付に関する事項(第九十九条―第一百五十五条)
第三節 厚生年金保険の保険給付に関する事項(第一百五十五条の二―第三百三十六條)
第四節 旧船員保険の保険給付に関する事項(第三百三十七條―第四百一十條)
附則
第一章 総則(趣旨)
第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(以下「法」という。)の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、国民年金法(昭和十四年法律第四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の特例等に関する必要な事項を定めるものとする。(定義)
第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
一 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。
二 平成六年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)をいう。
三 旧国民年金法 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。
四 旧厚生年金保険法 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
五 旧船員保険法 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法をいう。
六 旧交渉法 昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)をいう。

七 国共済施行法 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)をいう。
八 地共済施行法 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)をいう。
八の二 平成二十四年一元化法改正前国共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「平成二十四年一元化法」という。
八の三 平成二十四年一元化法改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。
八の四 平成二十四年一元化法改正前地共済法 平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいう。
八の五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。
八の六 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)をいう。
八の七 例による平成二十四年一元化法改正前国共済法 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。
八の八 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法 平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法等の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
九 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五

号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
十 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
十一 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
十二 旧公企体共済法 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)をいう。
十三 平成十三年統合法 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)をいう。
十四 旧農林共済法 平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。
十五 昭和六十年農林共済改正法 平成十三年統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。
十六 昭和六十一年経過措置政令 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)をいう。
十七 平成九年経過措置政令 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)をいう。
十八 平成十四年経過措置政令 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)をいう。
十八の二 平成二十七年経過措置政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚

生年金保険の保険給付等に関する経過措置に
関する政令（平成二十七年政令第三百四十三
号）をいう。

十九 配偶者 法第五条第一項第四号に規定す
る配偶者をいう。

二十 保険料納付済期間 国民年金法第五条第
一項に規定する保険料納付済期間（昭和六十
年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第
九項の規定により保険料納付済期間又は保険
料納付済期間である国民年金の被保険者期間
とみなされたものを含む。）をいう。

二十一 保険料免除期間 国民年金法第五条第
二項に規定する保険料免除期間（昭和六十年
国民年金等改正法附則第八条第一項の規定に
より国民年金の保険料免除期間とみなされた
ものを含み、国民年金法第九十条の第三第一
項の規定により納付することを要しないものと
された保険料に係るものを除く。）をいう。

二十二 第一号厚生年金被保険者 厚生年
金保険法第二条の五第一項第一号に規定する
第一号厚生年金被保険者をいう。

二十三 第二号厚生年金被保険者 厚生年
金保険法第二条の五第二号に規定する
第二号厚生年金被保険者をいう。

二十四 第三号厚生年金被保険者 厚生年
金保険法第二条の五第三号に規定する
第三号厚生年金被保険者をいう。

二十五 第四号厚生年金被保険者 厚生年
金保険法第二条の五第四号に規定する
第四号厚生年金被保険者をいう。

二十六 第一号厚生年金被保険者期間 厚
生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定
する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

二十七 第二号厚生年金被保険者期間 厚
生年金保険法第二条の五第二号に規定
する第二号厚生年金被保険者期間をいう。
二十八 第三号厚生年金被保険者期間 厚
生年金保険法第二条の五第三号に規定
する第三号厚生年金被保険者期間をいう。
二十九 第四号厚生年金被保険者期間 厚
生年金保険法第二条の五第四号に規定
する第四号厚生年金被保険者期間をいう。
三十 各号の厚生年金被保険者期間 第
一號厚生年金被保険者期間、第二號厚生年
金被保険者期間、第三號厚生年金被保険者期
間又は第四號厚生年金被保険者期間をいう。
三十一 合算対象期間 国民年金法附則第九
条第一項に規定する合算対象期間をいう。

二十三 三種被保険者 昭和六十年国民年金
等改正法附則第五条第十二号に規定する第三
種被保険者をいう。

二十四 第四種被保険者 旧厚生年金保険法第
三条第一項第七号に規定する第四種被保険者
をいう。

二十五 船員任意継続被保険者 昭和六十年国
民年金等改正法附則第五条第十四号に規定す
る船員任意継続被保険者をいう。

二十六 通算対象期間 昭和六十年国民年金等
改正法附則第五条第十五号に規定する通算対
象期間をいう。

二十七 老齢基礎年金の振替加算等 法第十
条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等
をいう。

二十八 傷病、初診日又は障害認定日 それぞ
れ法第十一条第一項に規定する傷病、初診日
又は障害認定日をいう。

二十九 厚生年金保険法による保険給付等、老
齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の高齢寡
婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算
それぞれ法第二十七条に規定する厚生年金保
険法による保険給付等、老齢厚生年金の加
給、遺族厚生年金の高齢寡婦加算又は遺族
厚生年金の経過的寡婦加算をいう。

三十 障害厚生年金の配偶者加給 法第三十二
条第四項に規定する障害厚生年金の配偶者加
給（その支給が停止されているものを除く）
をいう。

三十一 老齢給付の配偶者加給 次のイからリ
までに掲げる規定により、それぞれイからリ
までに定める年金たる給付の受給権者の配偶
者について加算し、又は加給する額に相当す
る部分（その支給が停止されているものを除
く。）をいう。
イ 厚生年金保険法第四十四条第一項 老齢
厚生年金
ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第七
八条第二項の規定によりなおその効力を有
するものとされた旧厚生年金保険法第四
十三条第一項 旧厚生年金保険法による老
齢年金
ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第八
七条第六項の規定によりなおその効力を有
するものとされた旧船員保険法第三十六
条第一項 旧船員保険法による老齢年金
ニ なお効力を有する平成二十四年一元化
改正前国共済法第七十八条第一項 平成二

十四年一元化法改正前国共済年金（平成二
十四年一元化法附則第三十七条第一項に規
定する改正前国共済法による年金である給
付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年
金
ホ なお効力を有する平成二十四年一元化
改正前地共済法第八十条第一項 平成二十
四年一元化法改正前地共済年金（平成二十
四年一元化法附則第六十一条第一項に規定
する改正前地共済法による年金である給付
をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金
ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化
改正前私学共済法第二十五条において準用
する例による平成二十四年一元化法改正前
国共済法第七十八条第一項 平成二十四
年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四
年一元化法附則第七十九条に規定する改正
前私学共済法による年金である給付をい
う。以下同じ。）のうち退職共済年金
ト 平成二十四年一元化法附則第四十一
条第一項（厚生年金保険法の規定を適用する
としたならば同法の規定により老齢厚生年
金の額として算定されることとなる額が同法
第四十四条第一項の規定により同項に規定
する加給年金額を加算された額となる者
（チ並びに第三十六条第四項第五号及び第
六号において「老齢厚生年金加給対象者」
という。）について適用される場合に限る
。）平成二十四年一元化法附則第四十一
条第一項の規定による退職共済年金
チ 平成二十四年一元化法附則第六十五
条第一項（老齢厚生年金加給対象者につ
いて適用される場合に限る。）同項の規定
による退職共済年金
リ 平成十三年統合法附則第十六条第一
項の規定によりなおその効力を有するものと
された廃止前農林共済法（平成十三年統合法
附則第二条第一項第一号に規定する廃止前
農林共済法をいう。以下同じ。）第三十八
条第一項 移行退職共済年金（平成十三年
統合法附則第十六条第四項に規定する移行
農林共済年金（以下「移行農林共済年金」と
いう。）のうち平成十三年統合法附則第
二条第二項第一号に規定する退職共済年金
をいう。以下同じ。）
三十二 障害給付の配偶者加給 次のイから
までに掲げる規定により、それぞれイからリ

までに定める年金たる給付の受給権者の配偶
者について加算する額に相当する部分（その
支給が停止されているものを除く。）をいう。
イ 厚生年金保険法第五十条の二第一項 障
害厚生年金
ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第七
八条第二項の規定によりなおその効力を有
するものとされた旧厚生年金保険法第五
十条第一項 旧厚生年金保険法による障害
年金
ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第八
七条第六項の規定によりなおその効力を有
するものとされた旧船員保険法第四十一
条第二項 旧船員保険法による障害年金
ニ なお効力を有する平成二十四年一元化
改正前国共済法第八十三条第一項 平成二
十四年一元化法改正前国共済年金のうち障
害共済年金
ホ なお効力を有する平成二十四年一元化
改正前地共済法第八十八条第一項 平成二
十四年一元化法改正前地共済年金のうち障
害共済年金
ト 平成二十四年一元化法附則第四十一
条第一項（厚生年金保険法の規定を適用する
としたならば同法の規定により障害厚生年
金の額として算定されることとなる額が同法
第五十条の二第一項の規定により同項に規
定する加給年金額を加算された額となる者
（チ並びに第三十六条第四項第十二号及び
第十三号において「障害厚生年金加給対象
者」という。）について適用される場合に
限る。）平成二十四年一元化法附則第四
十一条第一項の規定による障害共済年金
チ 平成二十四年一元化法附則第六十五
条第一項（障害厚生年金加給対象者につ
いて適用される場合に限る。）同項の規定
による障害共済年金
リ 平成十三年統合法附則第十六条第一
項の規定によりなおその効力を有するものと
された廃止前農林共済法第四十三条第一
項 移行障害共済年金（移行農林共済年金の

う）
三十二 障害給付の配偶者加給 次のイから
までに掲げる規定により、それぞれイからリ

う）
三十二 障害給付の配偶者加給 次のイから
までに掲げる規定により、それぞれイからリ

う）
三十二 障害給付の配偶者加給 次のイから
までに掲げる規定により、それぞれイからリ

ち平成十三年統合法附則第二条第二項第二号に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。

三十三 旧適用法人共済組合員期間 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。

三十四 旧適用法人被保険者期間 平成九年経過措置政令第十二条に規定する旧適用法人被保険者期間をいう。

三十五 旧農林共済組合 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。

三十六 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。

三十七 旧農林共済被保険者期間 平成十四年経過措置政令第五条に規定する旧農林共済被保険者期間をいう。

三十八 旧国家公務員共済組合員期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。

三十九 旧地方公務員共済組合員期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。

四十 旧私立学校教職員共済加入者期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。

三十九の三 旧国家公務員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十号に規定する旧国家公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の四 旧地方公務員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十一号に規定する旧地方公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の五 旧私立学校教職員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十二号に規定する旧私立学校教職員共済被保険者期間をいう。

四十 特定相手国船員期間 次のイからハまでに掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ当該イからハまでに定める期間をいう。

イ ベルギー協定 ベルギー王国の国籍を有する船舶において就労した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ロ フランス協定 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労した期間としてフランス実施機関が確認した期間

ハ スペイン協定 スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

四十一 特定相手国坑内員期間 次のイからニまでに掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ当該イからニまでに定める期間をいう。

イ ドイツ協定 ドイツ保険料納付期間のうち坑内の作業に従事した期間としてドイツ保険料納付期間

ロ ベルギー協定 坑内の作業に従事した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ハ フランス協定 坑内の作業に従事した期間としてフランス実施機関が確認した期間

ニ スペイン協定 坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

四十二 ドイツ協定、ドイツ保険料納付期間 日本国とドイツ連邦共和国との間の協定、ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度の運営に責任を有する保険機関及びその連合組織又はドイツ協定に係る相手国期間のうち保険料を納付した期間(保険料を納付したとみなされる期間を含む。)としてドイツ保険料納付期間をいう。

四十三 連合王国協定又は連合王国の領域、それぞれ社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域(マン島、ジャージー島及びガーンジー(ガーンジー、オールドニー、ハーム及びジエソウの諸島をいう。))を含む。)をいう。

四十四 韓国協定 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定をいう。

四十五 合衆国協定、合衆国実施機関、合衆国納付条件又は合衆国特例初診日、それぞれ社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、合衆国協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関、合衆国協定第六条3(a)に規定する条件又は合衆国納付条件に該当する初診日をいう。

四十六 ベルギー協定又はベルギー実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定又はベルギー協定第一条1(e)に規定するベルギー王国の実施機関をいう。

四十七 フランス協定、フランス実施機関又はフランス特定保険期間、それぞれ社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、フランス協定第一条1(g)に規定するフランス共和国の実施機関又はフランス協定第十三条3の規定に基づきフランス実施機関が証明した保険期間をいう。

四十八 カナダ協定又はカナダ実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定又はカナダ協定第二条1(e)に規定するカナダの実施機関をいう。

四十九 オーストラリア協定又はオーストラリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定又はオーストラリア協定第一条1(e)に規定するオーストラリアの実施機関をいう。

五十 オランダ協定又はオランダ実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定又はオランダ協定第一条1(f)に規定するオランダ王国の実施機関をいう。

五十一 チェコ協定又はチェコ実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定又はチェコ協定第一条1(d)に規定するチェコ共和国の実施機関をいう。

五十二 スイス協定又はスイス実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とスイスとの間の協定又はスイス協定第一条1(d)に規定するスイスの実施機関をいう。

五十三 アイルランド協定又はアイルランド実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定又はアイルランド協定第一条1(e)に規定するアイルランドの実施機関をいう。

五十四 ブラジル協定又はブラジル実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定又はブラジル協定第一条1(f)に規定するブラジル連邦共和国の実施機関をいう。

五十五 スイス協定又はスイス実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定又はスイス協定第一条1(e)に規定するスイス連邦の実施機関をいう。

五十六 ハンガリー協定又はハンガリー実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定又はハンガリー協定第一条1(e)に規定するハンガリーの実施機関をいう。

五十七 インド協定又はインド実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定又はインド協定第一条1(e)に規定するインド共和国の実施機関をいう。

五十八 ルクセンブルク協定又はルクセンブルク実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定又はルクセンブルク協定第一条1(e)に規定するルクセンブルク大公国の実施機関をいう。

五十九 フィリピン協定又はフィリピン実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定又はフィリピン協定第一条1(f)に規定するフィリピン共和国の実施機関をいう。

六十 スロバキア協定又はスロバキア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定又はスロバキア協定第一条1(e)に規定するスロバキア共和国の実施機関をいう。

六十一 中国協定 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定をいう。

六十二 フィンランド協定、フィンランド実施機関又はフィンランド特定保険期間、それぞれ社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定、フィンランド協定第一条1(f)に規定するフィンランド共和国の実施機関又はフィンランド協定第十五条1の規定に基づきフィンランド実施機関が証明した保険期間をいう。

六十三 スウェーデン協定又はスウェーデン実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定又はスウェーデン協定第一条1(e)に規定するスウェーデン王国の実施機関をいう。

六十四 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

六十五 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

六十六 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

六十七 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

六十八 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

六十九 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十一 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十二 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十三 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十四 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十五 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十六 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十七 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十八 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

七十九 イタリア協定又はイタリア実施機関、それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

第二章 健康保険法の特例に関する事項

(政令で定める社会保障協定に係る場合における健康保険の被保険者としていない者)

第三条 法第三条第一項第一号及び第三号並びに第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第三条第一項第一号及び第三号並びに第二項に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者及び子のすべてが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

(健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第四条 法第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としていないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に健康保険の被保険者の資格を取得する。

2 健康保険の被保険者が法第三条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日に健康保険の被保険者の資格を喪失する。

3 健康保険の被保険者であつて、発効日(法第十八条第一項に規定する発効日をいう。以下同じ。)において法第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としていないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に健康保険の被保険者の資格を喪失する。

第三章 船員保険法の特例に関する事項

第五条 船員保険法の特例に関する事項(法第四条第一項第一号に規定する政令で定める船舶)

第五条 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、合衆国協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令によるアメリカ合衆国の船舶(アメリカ合衆国の国籍を有する船舶を除く。)とする。

(政令で定める社会保障協定に係る場合における船員保険の被保険者としていない者)

第六条 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者及び子のすべてが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

(船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第七条 法第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としていないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に船員保険の被保険者の資格を取得する。

2 船員保険の被保険者が法第四条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日に船員保険の被保険者の資格を喪失する。

3 船員保険の被保険者であつて、発効日において法第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としていないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に船員保険の被保険者の資格を喪失する。

第四章 国民健康保険法の特例に関する事項

(政令で定める社会保障協定に係る場合における国民健康保険の被保険者としていない者)

第八条 法第五条第一項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者及び子のすべてが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

(国民健康保険の被保険者としていない配偶者又は子)

第九条 法第五条第一項第四号に規定する政令で定める配偶者又は子は、次に掲げる者とする。ただし、オランダ協定第一条1(d)に規定するオランダ王国の法令、チェコ協定第一条1(b)に規定するチェコ共和国の法令又はハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令の規定の適用により法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当する者の配偶者又は子(ハンガリー協定に係る場合にあつては、ハンガリー協定第十一条1(b)に規定する医療保険の給付(現物給付)に関するハンガリーの法令の規定の適用を受けない者に限る。)及び国民健康保険の被保険者となることを希望し、国民健康保険法第九条第一項(同法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による国民健康保険の被保険者の資格の取得の届出をすることとなる者を除く。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて在留する者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、主として法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持するもの

2 前項第二号に規定する主として生計を維持することの認定は、健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して厚生労働大臣の定めるところにより、市町村若しくは特別区又は国民健康保険組合が行う。

(国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第十条 法第五条第一項の規定により国民健康保険の被保険者としていないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に国民健康保険の被保険者の資格を取得する。

2 国民健康保険の被保険者が法第五条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日に国民健康保険の被保険者の資格を喪失する。

3 国民健康保険の被保険者であつて、発効日において法第五条第一項の規定により国民健康保険の被保険者としていないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に国民健康保険の被保険者の資格を喪失する。

第五章 高齢者の医療の確保に関する法律の特例に関する事項

(後期高齢者医療の被保険者としていない配偶者又は子)

第十条の二 法第六条第一項第三号に規定する政令で定める配偶者又は子は、次に掲げる者とする。ただし、オランダ協定第一条1(d)に規定するオランダ王国の法令、チェコ協定第一条1(b)に規定するチェコ共和国の法令又はハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令の規定の適用により同項第一号に該当する者の配偶者又は子(ハンガリー協定に係る場合にあつては、ハンガリー協定第十一条1(b)に規定する医療保険の給付(現物給付)に関するハンガリーの法令の規定の適用を受けない者に限る。)及び後期高齢者医療の被保険者となることを希望し、高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第一項の規定による後期高齢者医療の被保険者の資格の取得の届出をすることとなる者を除く。

一 出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて在留する者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、主として法第六条第一項第一号に該当する者の収入により生計を維持するもの

2 前項第二号に規定する主として生計を維持することの認定は、健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して厚生労働大臣の定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が行う。

(後期高齢者医療の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第十条の三 法第六条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としていないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得する。

2 後期高齢者医療の被保険者が法第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日に後期高齢者医療の被保険者の資格を喪失する。

3 後期高齢者医療の被保険者であつて、発効日において法第六条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としていないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に後期高齢者医療の被保険者の資格を喪失する。

第六章 国民年金法の特例に関する事項

第一節 被保険者の資格に関する事項

第一節 被保険者の資格に関する事項(国民年金の被保険者としていない配偶者又は子等)

第十一条 法第七条第一項第五号に規定するその他政令で定めるものは、第九条第一項第一号に掲げる者とする。

2 法第七条第一項第五号に規定する配偶者又は子から除かれる政令で定めるものは、国民年金の被保険者となることを希望し、国民年金法第十二条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格の取得の届出をすることとなる者とする。

(法第七条第一項第五号に規定する政令で定める社会保障協定)

第十二条 法第七条第一項第五号に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 連合王国協定

二 オランダ協定

(生計を維持することの認定)

第十三条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)第四号の規定は、法第七条第一項第五号に規定する主として生計を維持することの認定について準用する。

(国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に
関する事項)

第十四条 法第七条第一項の規定により国民年金
の被保険者としていないこととされた者(国民年金
法第七条第一項各号のいずれかに該当する者に
限る。)が法第七条第一項各号のいずれにも該
当しない者となるに至ったときは、その日に国
民年金の被保険者の資格を取得する。

2 国民年金法第七条第一項の規定による国民年
金の被保険者(日本国内に住所を有する二十歳
以上六十歳未満の者に限る。)が法第七条第一
項各号のいずれかに該当する者となるに至った
ときは、その翌日に国民年金の被保険者の資格
を喪失する。

3 国民年金法第七条第一項の規定による国民年
金の被保険者(日本国内に住所を有する二十歳
以上六十歳未満の者に限る。)であつて、発効
日において法第七条第一項の規定により国民年
金の被保険者としていないこととされたものは、前
項の規定にかかわらず、発効日に国民年金の被
保険者の資格を喪失する。
(法第八条第一項及び第二項第三号に規定する
政令で定める者)

第十五条 法第八条第一項及び第二項第三号に規
定する政令で定める者は、ドイツ協定第三条
(b)に規定する難民とする。
(法第八条第一項に規定する政令で定める社会
保障協定)

第十六条 法第八条第一項に規定する政令で定め
る社会保障協定は、ドイツ協定とする。
(法第八条第一項に規定する政令で定める期間)
第十七条 法第八条第一項に規定する政令で定め
る期間は、昭和六十年国民年金等改正法附則第
八条第九項の規定により保険料納付済期間であ
る国民年金の被保険者期間とみなされた期間と
する。
(法第八条第一項に規定する政令で定める数)

第十八条 法第八条第一項に規定する社会保障協
定に定める数として政令で定めるものは、六十
とする。
(法第九条に規定する政令で定める社会保障協
定)

第十九条 法第九条に規定する政令で定める社会
保障協定は、連合王国協定とする。
(法第九条に規定する政令で定める者)
第二十条 法第九条に規定する政令で定める者
は、次に掲げる者以外の者とする。

一 連合王国の領域内に事業所を有する事業主
に使用され、当該事業主により五年を超えない
と見込まれる期間日本国の領域内において
就労するために派遣された者であつて、当該
就労のために日本国に滞在を開始した日から
引き続き就労するために日本国に滞在し、か
つ、同日から起算して五年を経過していない
もの

二 連合王国の領域内において自営業者(独立
して自ら事業を営む者をいう。以下この号に
おいて同じ。)として就労し、五年を超えな
いと見込まれる期間日本国の領域内において
自営業者として就労する者であつて、当該就
労のために日本国に滞在を開始した日から引
き続き就労するために日本国に滞在し、か
つ、同日から起算して五年を経過していない
もの

第二節 給付等に関する事項
第一款 給付等の支給要件等に関する
事項

第二十一条 オーストラリア協定以外の社会保障
協定に係る相手国期間について法第十条第一項
の規定を適用する場合において、同項に規定す
る政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げ
る規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合
における同項の合算対象期間その他の期間であ
つて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二
欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規
定を適用する場合における同項に規定する政令
で定める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄
に掲げる期間(それぞれ同表の第一欄に掲げる
規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金
の支給資格要件たる期間の計算の基礎となつて
いる月に係るものを除くものとし、同表の第二
欄に掲げる期間(同表の二の項の第二欄に掲げ
る第四号厚生年金被保険者期間及び同表の六の
項の第二欄に掲げる期間を除く。)に算入する
こととされる特定相手国船員期間及び同表の一
の項から六の項までの第二欄に掲げる合算対象
期間又は第一号厚生年金被保険者期間に算入す
ることとされる特定相手国内員期間について
は、昭和六十一年三月以前の期間に係るものに
あつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月
から平成三年三月までの期間に係るものにあつ
てはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間
とする。)とする。

第二十一条 オーストラリア協定以外の社会保障
協定に係る相手国期間について法第十条第一項
の規定を適用する場合において、同項に規定す
る政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げ
る規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合
における同項の合算対象期間その他の期間であ
つて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二
欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規
定を適用する場合における同項に規定する政令
で定める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄
に掲げる期間(それぞれ同表の第一欄に掲げる
規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金
の支給資格要件たる期間の計算の基礎となつて
いる月に係るものを除くものとし、同表の第二
欄に掲げる期間(同表の二の項の第二欄に掲げ
る第四号厚生年金被保険者期間及び同表の六の
項の第二欄に掲げる期間を除く。)に算入する
こととされる特定相手国船員期間及び同表の一
の項から六の項までの第二欄に掲げる合算対象
期間又は第一号厚生年金被保険者期間に算入す
ることとされる特定相手国内員期間について
は、昭和六十一年三月以前の期間に係るものに
あつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月
から平成三年三月までの期間に係るものにあつ
てはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間
とする。)とする。

第一欄	第二欄	第三欄	三	四	五	六
国民年金法附則 第九条第一項又 は昭和六十一年 国民年金等改正法 附則第十二条第 一項第一号、第 十五号第一項第 一若しくは第十 八条第一項第 一號	合算対象 期間	昭和十五 年六月 (第二十 二条各号に 掲げる社 会保障協 定に係る 場合にあ つては、 昭和十七 年六月と する。以 下の表 において 同じ。)以 後の相手 国期間	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第三号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第四号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第五号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第六号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。
	第一号厚 生年金被 保険者期 間	昭和十五 年六月以 後の相手 国期間	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第三号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第四号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第五号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第六号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。
	第二号厚 生年金被 保険者期 間	昭和十五 年六月以 後の相手 国期間	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第三号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第四号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第五号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第六号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。
	第三号厚 生年金被 保険者期 間	昭和三十 年七月以 後の相手 国期間	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第三号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第四号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第五号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第六号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。
	第四号厚 生年金被 保険者期 間	昭和二十 一年一月 以後の相 手国期間	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第三号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第四号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第五号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。	昭和六十一年国民 年金等改正法附 則第十二条第一 項第六号(昭和 六十一年国民年 金等改正法附則 第十五条第一項 第二号又は第十 八条第一項第二 号)において適用 する場合を含む。

同法附則第八條の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後）におけるもの（第二十四條及び第五十六條において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。）を除く。）（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつて居る月に係るものを除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

- 一 ドイツ協定
- 二 合衆国協定
- 三 カナダ協定
- 四 オーストラリア協定
- 五 オランダ協定
- 六 チェコ協定
- 七 アイエルランド協定
- 八 ブラジル協定
- 九 スイス協定
- 十 ハンガリー協定
- 十一 インド協定
- 十二 ルクセンブルク協定
- 十三 フィリピン協定
- 十四 スロバキア協定
- 十五 スウェーデン協定
- 十六 スロバキア協定

第二十三條 法第十條第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者であつて二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者（法第三十五條に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者をいう。以下同じ。）であるものについて、同項の規定を適用する場合においては、同項中「その額」とあるのは「その額の計算の基礎となる附則第八條第二項各号のいづれか」と、「をいう。」であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金の額」とあるのは「をい、社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第二十二條に規定するものに限る。）の月数と附則第八條第二項各号」と、「月数」とあるのは「月数を合算した月数」とする。

（法第十條第三項に規定する政令で定める相手国期間）
第二十四條 法第十條第三項に規定する政令で定める相手国期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつて居る月に係るもの及び厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

一	第二欄
昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に規定する四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に算入する場合	昭和十五年六月（第二十二條各号に掲げる社会保障協定に係る場合）にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合）にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）
昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第五号に規定する三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間に算入する場合	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）
昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第六号に規定する昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間	昭和二十九年四月から昭和二十九年六月までの特定相手国坑内員期間

（法第十一條第一項に規定する政令で定める社会保障協定）
第二十四條の二 法第十一條第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一	二	三	四
オーストラリア協定	ハンガリー協定	（法第十一條第一項及び第十二條第一項に規定する政令で定める相手国期間）	（法第十一條第一項に規定する政令で定める社会保障協定）
昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第六号に規定する昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第六号に規定する昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第六号に規定する昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第六号に規定する昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間

第二十五條 法第十一條第一項及び第十二條第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月（第二十二條各号に掲げる社会保障協定に係る場合）にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合）にあつては、ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、保険料納付済期間又は保険料免除期間（国民年金法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを含む。）の計算の基礎となつて居る月に係るものを除く。）とする。

（法第十一條第二項に規定する政令で定める社会保障協定等）
第二十六條 法第十一條第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる

一	二	三	四
第一欄 ドイツ協定	第二欄 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病	第一欄 ドイツ協定	第二欄 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病
第二欄 国民年金の被保険者でない間に合衆国特例初診日のある傷病	第一欄 国民年金の被保険者でない間に合衆国特例初診日のある傷病	第二欄 国民年金の被保険者でない間に合衆国特例初診日のある傷病	第一欄 国民年金の被保険者でない間に合衆国特例初診日のある傷病
第三欄 フランス	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病	第三欄 フランス	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病
第四欄 フィンランド	フィンランド特定保険期間中に初診日のある傷病	第四欄 フィンランド	フィンランド特定保険期間中に初診日のある傷病

（法第十一條第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付）
第二十七條 法第十一條第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、障害基礎年金（国民年金法第三十條の四の規定によるものを除く。）とする。

（法第十二條第一項に規定する政令で定める社会保障協定）
第二十七條の二 法第十二條第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、オーストラリア協定とする。

（法第十二條第二項に規定する政令で定める社会保障協定等）
第二十八條 法第十二條第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の第二欄に掲げる者とする。

(法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)
第二十九条 法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、遺族基礎年金とする。

第二款 給付等の額の計算等に関する事項

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置)

第三十条 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の配偶者が法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるときは、法第十三条第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た厚生年金保険の被保険者期間とする。)の月数を、二百四十で除して得た率とする。

(法第十三条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等)

第三十一条 法第十三条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び給資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第三欄に掲げる期間とする。

第一欄	第二欄	第三欄
昭和六十一年四月一日以後の厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	昭和六十一年四月一日以前に厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	昭和六十一年四月一日以後の厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)

適用する場合	昭和六十一年四月一日以後の厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	昭和六十一年四月一日以前に厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)
昭和六十一年四月一日以後の厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	昭和六十一年四月一日以後の厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	昭和六十一年四月一日以前に厚生年金被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)

三 ブラジル協定
 四 インド協定
 五 フィリピン協定
 (法第十三条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間等)
第三十三条 法第十三条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間は、同条第一項第三号に規定する特例による障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日(同条第二項第三号イ(2)に規定する障害認定日をいう。)の属する月までの次に掲げる期間とし、同条第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日の属する月までの相手国期間(次に掲げる期間の計算の基礎となつて居る月に係るものを除く。)とする。

一 第一号厚生年金被保険者期間(当該第一号厚生年金被保険者期間につき厚生年金保険若しくは船員保険の保険料又は旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合(厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するとき、旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するとき、及び旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当するときを除く。)における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間を除く。第百三十三条第三項、第百六条第三項第二号、第百十條第三項第二号、第百十六條(同条の表を除く。)、第百十七條第一項及び第三項、第百二十條第一項及び第三項第一号、第百二十五條第一項並びに第百三十條第一項において同じ。)

二 第二号厚生年金被保険者期間
 三 第三号厚生年金被保険者期間
 四 第四号厚生年金被保険者期間
 (法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定)
第三十四条 法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 ドイツ協定
 二 ベルギー協定
 三 フランス協定

四 オーストラリア協定
 五 オランダ協定
 六 チェコ協定
 七 スペイン協定
 八 アイルランド協定
 九 スイス協定
 十 ハンガリー協定
 十一 ルクセンブルク協定
 十二 スロバキア協定
 十三 フィンランド協定
 十四 スウェーデン協定
 (法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間)
第三十五条 法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第四号及び第十号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合)あつては、昭和十七年六月とする。)から同項第三号イ(2)に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間(ドイツ協定に係る場合)あつては、ドイツ保険料納付期間とする。)

(法第十四条に規定する政令で定める老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例等)
第三十六条 法第十四条に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 次に掲げる年金たる給付
 イ 老齢厚生年金(第二十二條に規定する相手国期間の月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数(当該老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合)あつては、その者の二以上の被保険者の種別(法第三十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。)に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、厚生年金保険法第七十八條の二十二に規定する一の期間(以下「一の期間」という。)のみを有するものとみなした場合)における当該被保険者期間の月数とする。以下この条において同じ。)とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

ロ 次に掲げる退職共済年金

(1) 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令(平成二十七年政令第三百四十二号)第九条の規定による改正前のこの政令(以下「平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令」という。)第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧国家公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

(2) 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧地方公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

(3) 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表四の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧私立学校教職員共済加入者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

ハ 次に掲げる平成二十四年一元化法による退職共済年金

(1) 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協

定実施特例政令第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間の月数(当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、その者の当該国共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数)とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

(2) 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間の月数(当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合にあつては、その者の当該地共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数)とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

ニ 移行退職共済年金(昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間(当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後(当該移行退職共済年金が平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては当該改定に係る同項に規定する基準日の属する月以後、同条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合)にあつては当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後)におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつてい

る月に係るものを除く。)の月数と当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

二 老齢厚生年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者に対し支給されるものに限る。)

三 次に掲げる昭和六十一年経過措置政令第二十六号各号に掲げる退職共済年金

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(次に掲げる規定(これらの規定を国共済施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。)により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

(1) 国共済施行法第八條第一号

(2) 国共済施行法第九條

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(次に掲げる規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)

(1) 地共済施行法第八條第一項

(2) 地共済施行法第八條第二項又は第十條第一項から第三項まで(これらの規定を地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。)

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

四 障害基礎年金(法第十五條第四項(法第十九條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定が適用される場合においては、法第十五條第四項に規定する従前の障害基礎年金の額に相当する額が同条第一項(法第十九條第二項において準用

する場合を含む。)の規定により計算されたものに限る。)

五 障害厚生年金(その額(厚生年金保険法第五十條第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額)が、法第三十二條第一項(法第三十八條第二項において準用する場合を含む。))の規定により計算されたもの又は法第三十二條第三項(法第三十八條第二項において準用する場合を含む。))の規定により計算されたものに限る。)

六 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金(その額(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五條第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六六條の規定による改正前協定実施特例法(以下「平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」という。))の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額)が、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四十七條第一項(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第五十條第二項において準用する場合を含む。))の規定により計算されたもの又は平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七條第三項(平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四十七條第三項(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第五十條第二項において準用する場合を含む。))の規定により計算されたものに限る。)

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(その額(厚生年金保険法第五十條第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前

て厚生年金保険法の規定を適用するものとしたらば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

七 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

八 厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により障害厚生年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

九 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十一 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害共済年金のうち当該障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するものとしたらば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害共済年金のうち当該障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するものとしたらば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

第三十六条の二 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有する者に限る。）の配偶者が法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等を受給権を有することとなるときは、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齢基礎年金の振替加算等については、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齢厚生年金を前条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、同条の規定を適用する。

（法第十五条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間等）

第三十七条 法第十五条第二項第一号イ（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ法第十一条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項の規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。次項及び次条において同じ。）の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 法第十五条第二項第一号ハ（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から障害認定日の属する月までの相手国期間（保険料納付済期間の計算の基礎となつて居る月を除く。）とする。

（法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第三十八条 法第十五条第二項第二号（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から障害認定日の属する月までの相手国期間（保険料納付済期間の計算の基礎となつて居る月を除く。）とする。

（法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

（法第十六条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）

第三十九条 法第十六条第二項第一号ハ（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第十六条第一項（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間）に規定する政令で定める相手国期間（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）の属する月までの相手国期間（保険料納付済期間の計算の基礎となつて居る月を除く。）とする。

（法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第四十条 法第十六条第二項第二号（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から障害認定日の属する月までの相手国期間（保険料納付済期間の計算の基礎となつて居る月を除く。）とする。

（法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号に掲げる社会保障協定、オーストラリア協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ハンガリー協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十六条第四項に規定する政令で定める加算する額）

第四十一条 法第十六条第四項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める加算する額は、法第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額とする。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する事項

（法第十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第四十二条 法第十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、国民年金法第三十条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 法第十一条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項から第十一項まで、第二十条第一項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第二十八条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十一条第一項並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第八條第九項、第二十条第一項及び第二十一条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十二条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。

（法第十九条第三項に規定する政令で定める年金たる給付）

第四十三条 法第十九条第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 障害基礎年金（国民年金法第三十条の四の規定により支給するものを除く。）

二 旧国民年金法による障害年金

三 障害厚生年金（法第三十八条第一項の規定により支給するものを除く。）

四 旧厚生年金保険法による障害年金

五 旧船員保険法による障害年金

六 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ 移行障害共済年金

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するに当たっては法第三十八条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額を当該障害共済年金の額として支給する場合を除く。）

七 旧国共済法による障害年金及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

八 旧地共済法による障害年金及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

九 旧私学共済法による障害年金

十 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金

（法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第四十四条 法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、国民年金法第三十七条ただし書に該当しないこととする。この場合において、同条ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十条第一項第一号から第三号までのいづれか」とする。

2 法第十二条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項から第十一項まで、第二十条第二項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第四十三條の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十七條ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十二条第一項中「国民年金法第三十七條ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十条第一項第一号から第三号までのいづれか」とする。

2 法第十二条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項及び第十項並びに第十二項を除く。及び第九項、第十項及び第十二項を適用する場合に準用する。この場合において、国民年金法附則第九條第一項中「（限る）」とあるのは「（限る。）及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第四十六條第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第二項中「附則

第九條第一項」とあるのは「附則第九條第一項（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下この項及び附則第十二條第一項において「特例政令」という。）第四十六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「第九條の二の二第一項」とあるのは「第九條の二の二第一項並びに特例政令第四十六條第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項中「（満たない者）」とあるのは「満たない者（同法附則第九條第一項（特例政令第四十六條第二項において準用する場合を含む。）」の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除く。）」と、「（限る。）」とあるのは「（限る。）」及び特例政令第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

第四十七條 法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 遺族基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第二十八條第一項の規定によるものを除く。）

二 旧国民年金法による遺児年金

三 遺族厚生年金（法第四十条第一項の規定により支給するものを除く。）

四 旧厚生年金保険法による遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

五 旧厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付

六 旧船員保険法による遺族年金及び通算遺族年金

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第一百一条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）附則第十八條の規定による特例遺族年金

八 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十八号）附則第三項の規定により従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付

九 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

ニ 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

九の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するに当たっては法第四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額として支給する場合を除く。）

十 旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十一 旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七條ただし書」と、「同条ただし書」とあるのは「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項及び第二十一条中「第三十七條ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十条第一項の規定により読み替えられた同法第三十七條ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項中「国民年金法第三十七條ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七條ただし書」と、「同条ただし書」とあるのは「当該規定」と読み替えるものとする。

第四十五条 法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 配偶者 国民年金法第四十条第一項各号のいづれかに該当するに至ったとき、又は同法第三十九條第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に若しくは時を異にしてその全ての子が、同条第三項各号のいづれかに該当するに至ったとき。

二 子 国民年金法第四十条第一項各号又は第三項各号のいづれかに該当するに至ったとき。

三 三項各号のいづれかに該当するに至ったとき。

（法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件）

第四十六条 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であることとする。

2 法第十條第一項、国民年金法附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八條（第九項、第十項及び第十二項を除く。）、及び第九條の規定は、前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、国民年金法附則第九條第一項中「（限る）」とあるのは「（限る。）及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第四十六條第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第二項中「附則

第九條第一項」とあるのは「附則第九條第一項（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下この項及び附則第十二條第一項において「特例政令」という。）第四十六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「第九條の二の二第一項」とあるのは「第九條の二の二第一項並びに特例政令第四十六條第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項中「（満たない者）」とあるのは「満たない者（同法附則第九條第一項（特例政令第四十六條第二項において準用する場合を含む。）」の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除く。）」と、「（限る。）」とあるのは「（限る。）」及び特例政令第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

第四十七條 法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 遺族基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第二十八條第一項の規定によるものを除く。）

二 旧国民年金法による遺児年金

三 遺族厚生年金（法第四十条第一項の規定により支給するものを除く。）

四 旧厚生年金保険法による遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

五 旧厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付

六 旧船員保険法による遺族年金及び通算遺族年金

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第一百一条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）附則第十八條の規定による特例遺族年金

八 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十八号）附則第三項の規定により従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付

九 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

ニ 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

九の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するに当たっては法第四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額として支給する場合を除く。）

十 旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十一 旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十二 旧私学共済法による遺族年金及び通算遺族年金

十三 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち遺族年金及び通算遺族年金

第七條 厚生年金保険法の特例に関する事項

第一節 被保険者の資格に関する事項

（法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶）

第四十八條 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶は、第五條に規定する船舶とする。

（厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項）

第四十九條 法第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となし、かつ、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

2 厚生年金保険法第九條の規定による厚生年金保険の被保険者が法第二十四条第一項各号のいづれかに該当する者となるに至ったときは、その翌日（同項各号のいづれかに該当するに至った日に更に法第二十五条第一項の規定により被

平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

移行農林共済年金のうち遺族共済年金

九の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するに当たっては法第四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額として支給する場合を除く。）

十 旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十一 旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十二 旧私学共済法による遺族年金及び通算遺族年金

十三 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち遺族年金及び通算遺族年金

第七條 厚生年金保険法の特例に関する事項

第一節 被保険者の資格に関する事項

（法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶）

第四十八條 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶は、第五條に規定する船舶とする。

（厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項）

第四十九條 法第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となし、かつ、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

2 厚生年金保険法第九條の規定による厚生年金保険の被保険者が法第二十四条第一項各号のいづれかに該当する者となるに至ったときは、その翌日（同項各号のいづれかに該当するに至った日に更に法第二十五条第一項の規定により被

平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

移行農林共済年金のうち遺族共済年金

九の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するに当たっては法第四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額として支給する場合を除く。）

十 旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十一 旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの

十二 旧私学共済法による遺族年金及び通算遺族年金

十三 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち遺族年金及び通算遺族年金

第七條 厚生年金保険法の特例に関する事項

第一節 被保険者の資格に関する事項

（法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶）

保険者の資格を取得したときは、その日）に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。
 3 厚生年金保険法第九条の規定による厚生年金保険の被保険者であつて、発効日において法第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者として認められたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。
 （法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）

第五十条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
- 二 連合王国協定
- 三 韓国協定
- 四 合衆国協定
- 五 ベルギー協定
- 六 フランス協定
- 七 カナダ協定
- 八 オーストラリア協定
- 九 オランダ協定
- 十 チェコ協定
- 十一 ス페인協定
- 十二 アイルランド協定
- 十三 ブラジル協定
- 十四 スイス協定
- 十五 ハンガリー協定
- 十六 インド協定
- 十七 ルクセンブルク協定
- 十八 フイリピン協定
- 十九 スロバキア協定
- 二十 中国協定
- 二十一 フィンランド協定
- 二十二 スウェーデン協定
- 二十三 イタリア協定
- （法第二十五条第一項に規定する政令で定める者）

第五十一条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める者は、厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用され、かつ、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国の領域内において就労する者であつて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の適用を受けるもの（厚生労働省令で定める者を除く。）とする。
 （法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者とならうとする者が申し出る実施機関）

第五十二条 法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者とならうとする者は、その

の者が同項の規定により第一号厚生年金被保険者となる場合には厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者に、第二号厚生年金被保険者となる場合には同項第二号に定める者に、第三号厚生年金被保険者となる場合には同項第三号に定める者に、第四号厚生年金被保険者となる場合には同項第四号に定める者に申し出るものとする。
 （資格の得喪の確認）

第五十三条 法第二十五条第二項から第四項までの規定による被保険者の資格の取得及び喪失については、厚生年金保険法第十八条の規定による厚生労働大臣の確認は要しないものとする。

ただし、法第二十五条第四項第一号（厚生年金保険法第十四条第一号に該当するに至つたときを除く）、第二号又は第五号に該当することににより被保険者の資格を喪失する場合は、この限りでない。
 （法第二十六条に規定する政令で定める社会保障協定）

第五十四条 法第二十六条に規定する政令で定める社会保障協定は、連合王国協定とする。
 （法第二十六条に規定する政令で定める者）

第五十五条 法第二十六条に規定する政令で定める者は、連合王国の領域内に事業所を有する事業主に使用され、当該事業主により五年を超えないと見込まれる期間日本国の領域内において就労するために派遣された者であつて、当該就労のために日本国に滞在を開始した日から引き続き就労するために日本国に滞在し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの以外の者とする。

第二節 保険給付等に関する事項
 第一款 保険給付等の支給要件等に関する事項

（法第二十七条に規定する政令で定める規定等）

第五十六条 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第二十七条（法第四十条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合において、法第二十七条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
老齢厚生年金、遺族厚生年金、国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭	厚生年金保険法附則第八條第二号、第三号若しくは第三号若しくは第二十八條の第四項又は昭和六十一年六月とす	第一号厚生年金被保険者期間	昭和十五年六月（第二十二條各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とす。以下この表において同じ。）

老齡年金又は特例遺族年金

和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第三号	合算対象期間	昭和十五年六月以後の相手国期間
厚生年金保険法附則第十四條第一項（平成六年国民年金等改正法附則第二十九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は昭和六十一年六月とす。以下この表において同じ。）	昭和十五年六月以後の相手国期間	昭和十五年六月以後の相手国期間

(法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間)

第七十五条 法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イ(これらの規定を法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、第三十三条各号に掲げる期間とする。

(法第三十三条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間)

第七十六条 法第三十三条第二項第一号ハ(法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保険協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第三十三条第一項(法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。)の遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)とする。

(法第三十三条第二項第二号及び第三号並びに第四項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第七十七条 法第三十三条第二項第二号(法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保険協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チエコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ハンガリー協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合)に於ては、昭和十七年六月とする。

2 法第三十三条第二項第三号ロ(法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間とする。

3 法第三十三条第四項第二号(法第四十条第八項第二号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保険協定又は次条に規定する社会保険協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チエコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ハンガリー協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フ

インランド協定又はスウェーデン協定に係る場合)に於ては、昭和十七年六月とする。以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合)に於ては、ドイツ保険料納付期間とする。とする。

(法第三十三条第二項第三号に規定する政令で定める社会保険協定)

第七十八条 法第三十三条第二項第三号(法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保険協定は、ドイツ協定とする。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第七十九条 法第三十四条に規定する政令で定める年金たる給付は、第三十六条第一項各号に掲げる年金及び旧船員保険法による老齢年金とする。

2 老齢厚生年金の加給(老齢厚生年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。)又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者(同時に第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて)に於ける者加給を受けることができるとき(当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その間、当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の支給を停止する。

3 第一項に規定する年金たる給付(第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付を除く。)であつて法の規定により支給するものについては、厚生年金保険法第四十六条第六項(同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき(当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

4 第一項に規定する年金たる給付の受給権者の配偶者であつて法の規定により支給する老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の

受給権を有するものが、同時に法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等を受けることができるとき(当該老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その間、当該老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の支給を停止する。

第七十九条の二 老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者(平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に限る。)が、法第二十七条の規定により老齢厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、当該受給権者に係る老齢厚生年金の加給については、当該配偶者に係る老齢厚生年金を第三十六条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、前条の規定を適用する。

第三節 二以上の種類の被保険者であつた期間を有する者に関する事項

(法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務を行う実施機関等)

第七十九条の三 法第三十五条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種類の被保険者であつた期間を有する者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害厚生年金(以下この号において「先の障害厚生年金」という。)の受給権を有する者 先の障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日

二 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者(前号に掲げる者を除く。) 当該障害認定日

三 前二号に掲げる者以外の者 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

(法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務を行う実施機関)

第七十九条の四 法第三十六条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種類の被保険者であつた期間を有する者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 障害手当金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害手当金(以下この号において「先の障害手当金」という。)の受給権を有する者 先の障害手当金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日

二 障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者(前号に掲げる者を除く。) 当該障害認定日

三 前二号に掲げる者以外の者 障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

(法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務を行う実施機関)

第七十九条の五 法第三十七条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種類の被保険者であつた期間を有する者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 相手国期間中に初診日のある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した者であつて、当該死亡した日において厚生年金保険の被保険者である者 当該死亡した日

二 前号に掲げる者以外の者 死亡した日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

- 一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者
- 二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者
- 三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者
- 四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項

(法第三十八条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十条 法第三十八条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 法第二十八条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第一項並びに第六十五条並びに昭和六十年経過措置政令第七十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第二十八条第一項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項、第六十四条第一項及び第六十五条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第八十条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。(法第三十八条第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第八十一条 法第三十八条第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 障害基礎年金(国民年金法第三十条の四及び法第十九条第一項の規定により支給するものを除く。)
- 二 旧国民年金法による障害年金
- 三 障害厚生年金
- 四 旧厚生年金保険法による障害年金
- 五 旧船員保険法による障害年金

六 次に掲げる年金たる給付

- イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金
- ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金
- ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金
- ニ 移行障害共済年金

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

七 旧国共済法による障害年金及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

八 旧地共済法による障害年金及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

九 旧私学共済法による障害年金

十 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金

(法第三十九条第一項に規定する政令で定める者)

第八十二条 法第三十九条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者(法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含み、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。)
- 二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。)
- 三 次に掲げる給付(法第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ 厚生年金保険法による障害手当金

ロ 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法による障害一時金(旧農林共済法による障害一時金を含む。)

ハ 旧厚生年金保険法による障害手当金

ニ 旧船員保険法による障害手当金

ホ 旧国共済法による障害一時金及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法による障害一時金

ヘ 旧地共済法による障害一時金及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法による障害一時金

ト 旧私学共済法による障害一時金

チ 旧制度農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。)による障害一時金

(法第三十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十三条 法第三十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 法第二十九条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第一項並びに第六十五条並びに昭和六十年経過措置政令第七十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第二十九条第一項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは、「第四十七条第一項ただし書(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第八十三条第一項において適用する場合を含む。)」と、「同項ただし書」とあるのは、「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項、第六十四条第一項及び第六十五条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第八十三条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。(法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間等)

第八十四条 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第七十四条の二各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除く。)とする。

3 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。)から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十五条 法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当しないこととする。この場合において、同項ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第四十条第一項第一号から第三号までのいずれか」とする。

2 法第三十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第二項並びに第六十五条並びに昭和六十年経過措置政令第八十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第三十条第一項中「厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項中「第五十八条

号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第七十四条の二各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除く。)とする。

3 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。)から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十五条 法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当しないこととする。この場合において、同項ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第四十条第一項第一号から第三号までのいずれか」とする。

2 法第三十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第二項並びに第六十五条並びに昭和六十年経過措置政令第八十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第三十条第一項中「厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項中「第五十八条

第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項中「厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、同項ただし書」とあるのは「当該規定」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十五条中「第五十八条第一項ただし書の規定」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と、読み替えるものとする。

第八十六条 法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者 厚生年金保険法第六十三条第一項各号（厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者であつて相手国期間を有するものが死亡した日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第九十八条において「平成十六年国民年金等改正法」という。）第十二条の規定による改正前の同項各号）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 子 厚生年金保険法第六十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 父母又は祖父母 厚生年金保険法第六十三条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は同条第三項に規定する胎児であつた子が出生したとき。
- 四 孫 厚生年金保険法第六十三条第一項各号若しくは第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は同条第三項に規定する胎児であつた子が出生したとき。

2 法第四十条第二項において準用する昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十九条第一項第一号に該当する遺族に係る法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一级又は二級に該当する障害の状態にある当該遺族について、その事情がやんだとき（法第四十条第一項本文に規定する者の死亡した日において当該遺族が五十五歳以上であつたときを除く。）とする。

2 法第二十七条、厚生年金保険法附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条（第四項及び第六項を除く。）及び第五十七条の規定は、前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、厚生年金保険法附則第十四条第一項中「附則第二十八条の四第一項」とあるのは「附則第二十八条の四第一項並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第八十七条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第二項中「附則第十四条第一項」とあるのは「附則第十四条第一項（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（以下この項及び附則第五十七条において「特例政令」という。）第八十七条第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）」と、「の規定の適用」とあるのは「並びに特例政令第八十七条第一項の規定の適用」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条中「附則第二十八条の四第一項」とあるのは「附則第二十八条の四第一項並びに特例政令第八十七条第一項」と読み替えるものとする。

第八十七条 法第四十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であることとする。

第八十八条 法第四十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であることとする。

第八十九条 法第四十条第九項に規定する政令で定める年金たる給付は、第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 遺族基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第二十八条第一項及び法第二十条第一項の規定により支給するものを除く。）
- 二 遺族厚生年金
- 三 次に掲げる年金たる給付
 - イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金
 - ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金
 - ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金
 - ニ 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
 - 四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第八章 雑則

第五十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定

第九十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定第二条（1）（b）に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令
- 二 合衆国協定第一条（d）に規定するアメリカ合衆国の法令
- 三 ベルギー協定第一条（c）に規定するベルギー王国の法令
- 四 フランス協定第一条（e）に規定するフランス共和国の法令
- 五 カナダ協定第二条（c）に規定するカナダの法令
- 六 オーストラリア協定第一条（c）に規定するオーストラリアの法令
- 七 オランダ協定第一条（d）に規定するオランダ王国の法令
- 八 チェコ協定第一条（b）に規定するチェコ共和国の法令
- 九 スペイン協定第一条（b）に規定するスペインの法令
- 十 アイルランド協定第一条（c）に規定するアイルランドの法令

- 十一 ブラジル協定第一条（d）に規定するブラジル連邦共和国の法令
- 十二 スイス協定第一条（c）に規定するスイス連邦の法令
- 十三 ハンガリー協定第一条（c）に規定するハンガリーの法令
- 十四 インド協定第一条（c）に規定するインド共和国の法令
- 十五 ルクセンブルク協定第一条（c）に規定するルクセンブルク大公国の法令
- 十六 フィリピン協定第一条（d）に規定するフィリピン共和国の法令
- 十七 スロバキア協定第一条（c）に規定するスロバキア共和国の法令
- 十八 フィンランド協定第一条（d）に規定するフィンランド共和国の法令
- 十九 スウェーデン協定第一条（c）に規定するスウェーデン王国の法令
- 二十 イタリア協定第一条（b）に規定するイタリア共和国の法令

第九十一条 法第六十条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
 - 二 スイス協定
 - 三 アイルランド協定
 - 四 ブラジル協定
 - 五 ハンガリー協定
 - 六 ルクセンブルク協定
 - 七 スロバキア協定
 - 八 フィンランド協定
 - 九 スウェーデン協定
 - 十 イタリア協定
 - 十一 合衆国協定
- 第九十二条 法第六十条第三項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。
- 一 ドイツ協定
 - 二 スイス協定
 - 三 ハンガリー協定
- 第九十三条 法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。
- 一 ドイツ協定
 - 二 合衆国協定

三	ベルギー協定	
四	フランス協定	
五	カナダ協定	
六	オーストラリア協定	
七	オランダ協定	
八	チェコ協定	
九	スペイン協定	
十	アイルランド協定	
十一	ブラジル協定	
十二	スイス協定	
十三	ハンガリー協定	
十四	インド協定	
十五	ルクセンブルク協定	
十六	フィリピン協定	
十七	スロバキア協定	
十八	フィンランド協定	
十九	スウェーデン協定	
二十	イタリア協定	
第三項	前項の規定があつた場合において必要があるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
第一項各号	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第六十二条第一項各号	又は一部
若しくは一部		
若しくは不適当		

第九十四条 法第六十二条第二項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四項	、前項	、協定実施特例法第六十二条第二項において準用する前項
第一項各号	又は前項	同条第一項各号
するときは	又は同条第二項において準用するときは	同条第二項において準用するときは
（次項に規定する場合を除く。）		
第三項	、協定実施特例法第六十二条第二項において準用する第三項	同条第一項各号
第一項各号	又は同条第二項において準用する第三項	同条第一項各号
又は第三項	又は同条第二項において準用する第三項	同条第一項各号
前各項	協定実施特例法第六十二条第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項	同条第一項各号
第一項各号	同条第一項各号	同条第一項各号
第七項		
第一項各号	同条第一項各号	同条第一項各号

第九十五条 法第六十三条第二項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（同項において「協定実施特例法」という。）第六十三条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「協定実施特例法第六十三条第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

第九十六条 次の表の第一欄に掲げる規定により同表の第二欄に掲げる相手国実施機関等に提出された申請又は申告に係る国民年金法施行令第一条の二各号に掲げる事務は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

二	合衆国協定第十二条1	合衆国実施機構
三	ベルギー協定第二十九条1	ベルギー実施機構
四	フランス協定第十八条	フランス実施機構
五	カナダ協定第十三条1	カナダ実施機構
六	オーストラリア協定第二十条1	オーストラリア実施機構
七	オランダ協定第二十六条1	オランダ実施機構
八	チェコ協定第二十三条1	チェコ実施機構
九	スペイン協定第二十八条1	スペイン実施機構
十	アイルランド協定第二十一条1	アイルランド実施機構
十一	ブラジル協定第二十一条1	ブラジル実施機構
十二	スイス協定第二十四条	スイス実施機構
十三	ハンガリー協定第二十六条1	ハンガリー実施機構
十四	インド協定第二十三条1	インド実施機構
十五	ルクセンブルク協定第二十六条1	ルクセンブルク実施機構
十六	フィリピン協定第二十条1	フィリピン実施機構
十七	スロバキア協定第二十条1	スロバキア実施機構
十八	フィンランド協定第二十三条1	フィンランド実施機構
十九	スウェーデン協定第二十三条1	スウェーデン実施機構
二十	イタリア協定第十八条	イタリア実施機構

第九十七条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第九十八条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第九十九条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第一百条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第一百零一条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第一百零二条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第一百零三条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

第一百零四条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係る

二	前項の規定により平成六年国民年金等改正法附則第十一条第二号に該当する者とはみなされたものは、同条第六項の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、法第八十一条第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。
三	（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例）
四	第九十八条 法第八十一条に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和三十年四月一日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに保険料四分の三免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が第十八条に規定する数以上であるものは、平成十六年国民年金等改正法附則第二十三条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。
五	前項の規定により平成十六年国民年金等改正法附則第二十三条第一項第二号に該当する者とはみなされたものは、同条第六項の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、法第八十一条第二

<p>国民年金法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十七号）の施行の日（以下この条において「発効日」という。）</p>	<p>施行日</p>	<p>国民年金法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十七号）の施行の日（以下この条において「発効日」という。）</p>
---	------------	---

<p>条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項第二号に掲げる期間とみなす場合にあつては、昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二号第四十二号に規定するドイツ保険料納付期間として、旧通則法第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつていゝ月に係るものを除く。）を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間又は旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間とする。</p>	<p>一 国民年金の被保険者であつた間に初診日がある傷病による障害</p> <p>二 厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病及び船員保険の被保険者（旧船員保険法による船員保険の被保険者をいい、旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下同じ。）であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害</p>	<p>三 法律によつて組織された共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた間に発した傷病による障害</p> <p>二 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、初診日が昭和五十一年一月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病による障害（当該初診日において国民年金の被保険者であつた者又は当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた者に係るものに限る。）について、昭和六十一年経過措置政令第三十一条第一</p>
---	--	--

<p>一 項の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二号第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、旧通則法第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつていゝ月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。</p>	<p>二 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第三十一条第一項ただし書に規定するものは、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="566 1120 678 1608"> <p>第一欄</p> </td> <td data-bbox="454 1120 566 1608"> <p>第二欄</p> </td> <td data-bbox="113 1120 454 1608"> <p>厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和五十一年一月一日前における傷病</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1120 678 1608"> <p>第二欄</p> </td> <td data-bbox="454 1120 566 1608"> <p>第三欄</p> </td> <td data-bbox="113 1120 454 1608"> <p>昭和十七年六月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、第一号厚生年金被保</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1120 678 1608"> <p>第三欄</p> </td> <td data-bbox="454 1120 566 1608"> <p>第四欄</p> </td> <td data-bbox="113 1120 454 1608"> <p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号各号に掲げ</p> </td> </tr> </table>	<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和五十一年一月一日前における傷病</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>昭和十七年六月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、第一号厚生年金被保</p>	<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>	<p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号各号に掲げ</p>
<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和五十一年一月一日前における傷病</p>									
<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>昭和十七年六月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、第一号厚生年金被保</p>									
<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>	<p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号各号に掲げ</p>									

<p>あつた間を除く。）に発した傷病による障害</p> <p>初診日が昭和五十一年十月一日</p> <p>第三十二条</p> <p>保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号厚生年金被保険者期間をいい、昭和六十一年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五号第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第六号の規定により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項の計算の基礎となつていゝ月に係るもの及び特定相手国船員期間（同令第二号第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を第一号厚生年金被保険者期間（昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十二号各号に掲げ</p>

<p>昭和十七年六月以後の相 手国期間中に発した傷病 (前項の表(二)の項を除く 。の第一欄に掲げる社会 保障協定に係る場合にあ つては同表の第二欄に掲 げる傷病と、同表の二の 項の第一欄に掲げる社会 保障協定に係る場合にあ つては厚生年金保険の被 保険者でない間に発した 傷病(当該傷病の発した 日を初診日とみなして合 衆国協定第六条3(a) の規定を適用した場合に その日が合衆国納付条件 に該当するものに限る。) とする。)による障害(当 該障害に係る障害認定日 又は昭和六十一年三月三 十一日のうちいずれか遅 い日の属する月までに厚 生年金保険の被保険者期 間を有する者に係るもの</p>	<p>までの第一欄に掲げる障 害を除く。)</p>
<p>厚生年 金保険 の被保 険者で あつた 間(昭 和四十 年五月 一日前 におけ る第四 種被保 険者で あつた 間を除 く。) に発し た傷病 による 障害</p>	<p>た傷病 による 障害</p>

第一一九二条第四項及び第三十二条

<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間中に発した傷 病(前項の表(二)の項を 除く。)</p>	<p>昭和三十五年六月以後の特 定相手国船員期間中に発 した傷病による障害(当 該障害に係る障害認定日 又は昭和六十一年三月三 十一日のうちいずれか遅 い日の属する月までに船 員保険の被保険者であつ た期間(当該船員保険の 被保険者であつた期間に つき船員保険の保険料を 徴収する権利が時効によ つて消滅した場合(旧船 員保険法第五十一条ノ二 ただし書に該当するとき を除く。))における当該保 険料に係る船員保険の被 保険者であつた期間を除 く。第六十六条第三項第三 号、第九十九条第二号イ、 第一百零三条第三項第三 号、第一百七条第三項の表の 二の項、第二百二十条第三 項第二号及び第二百二十九 条第一項第二号イにおい て同じ。)を有する者に係 るものに限る。)</p>	<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間中に発した傷 病(前項の表(二)の項を 除く。)</p>
<p>国家公 務員共 済組合 前条</p>	<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間中に発した傷 病(前項の表(二)の項を 除く。)</p>	<p>国家公 務員共 済組合 前条</p>

<p>昭和三十七年十二月以後 の相手国期間中に発した 傷病(前項の表(二)の項 を除く。の第一欄に掲げ る社会保障協定に係る場 合にあっては同表の第二 欄に掲げる傷病と、同表 の二の項の第一欄に掲げ る社会保障協定に係る場 合にあっては地方公務員 共済組合の組合員でない 間に発した傷病(当該傷 病の発した日を初診日と みなして合衆国協定第六 条3(a)の規定を適用 した場合にその日が合衆 国納付条件に該当するも のに限る。とする。)</p>	<p>昭和三十七年十二月以後 の相手国期間中に発した 傷病(前項の表(二)の項 を除く。の第一欄に掲げ る社会保障協定に係る場 合にあっては同表の第二 欄に掲げる傷病と、同表 の二の項の第一欄に掲げ る社会保障協定に係る場 合にあっては地方公務員 共済組合の組合員でない 間に発した傷病(当該傷 病の発した日を初診日と みなして合衆国協定第六 条3(a)の規定を適用 した場合にその日が合衆 国納付条件に該当するも のに限る。とする。)</p>
<p>地方公 務員共 済組合 の組合 員であ つた間 に発し た傷病 による 障害</p>	<p>昭和三十七年十二月以後 の相手国期間中に発した 傷病(前項の表(二)の項 を除く。の第一欄に掲げ る社会保障協定に係る場 合にあっては同表の第二 欄に掲げる傷病と、同表 の二の項の第一欄に掲げ る社会保障協定に係る場 合にあっては地方公務員 共済組合の組合員でない 間に発した傷病(当該傷 病の発した日を初診日と みなして合衆国協定第六 条3(a)の規定を適用 した場合にその日が合衆 国納付条件に該当するも のに限る。とする。)</p>

<p>昭和二十九年一月以後の 相手国期間中に発した傷 病(前項の表(二)の項を 除く。の第一欄に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあっては同表の第二欄 に掲げる傷病と、同表の 二の項の第一欄に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあっては私立学校教職 員共済組合の組合員でな い間に発した傷病(当該 傷病の発した日を初診日 とみなして合衆国協定第 六条3(a)の規定を適 用した場合にその日が合 衆国納付条件に該当する ものに限る。とする。) による障害(当該障害に つき日本私立学校振興・ 共済事業団法(平成九年 法律第四十八号)附則第 十七条の規定による改正 前の私立学校教職員共済 組合法第二十五条におい て準用する平成二十四年 一元化法改正前国共済法 第八十一条第一項の規定 による障害共済年金が支 給されるものとした場合 に障害の程度を認定すべ き日又は昭和六十一年三 月三十一日の属する月ま で)</p>	<p>昭和二十九年一月以後の 相手国期間中に発した傷 病(前項の表(二)の項を 除く。の第一欄に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあっては同表の第二欄 に掲げる傷病と、同表の 二の項の第一欄に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあっては私立学校教職 員共済組合の組合員でな い間に発した傷病(当該 傷病の発した日を初診日 とみなして合衆国協定第 六条3(a)の規定を適 用した場合にその日が合 衆国納付条件に該当する ものに限る。とする。) による障害(当該障害に つき日本私立学校振興・ 共済事業団法(平成九年 法律第四十八号)附則第 十七条の規定による改正 前の私立学校教職員共済 組合法第二十五条におい て準用する平成二十四年 一元化法改正前国共済法 第八十一条第一項の規定 による障害共済年金が支 給されるものとした場合 に障害の程度を認定すべ き日又は昭和六十一年三 月三十一日の属する月ま で)</p>
<p>私立学 校教職 員共済 組合の 組合員 であつ た間に 発した 傷病に よる障 害</p>	<p>昭和二十九年一月以後の 相手国期間中に発した傷 病(前項の表(二)の項を 除く。の第一欄に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあっては同表の第二欄 に掲げる傷病と、同表の 二の項の第一欄に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあっては私立学校教職 員共済組合の組合員でな い間に発した傷病(当該 傷病の発した日を初診日 とみなして合衆国協定第 六条3(a)の規定を適 用した場合にその日が合 衆国納付条件に該当する ものに限る。とする。) による障害(当該障害に つき日本私立学校振興・ 共済事業団法(平成九年 法律第四十八号)附則第 十七条の規定による改正 前の私立学校教職員共済 組合法第二十五条におい て準用する平成二十四年 一元化法改正前国共済法 第八十一条第一項の規定 による障害共済年金が支 給されるものとした場合 に障害の程度を認定すべ き日又は昭和六十一年三 月三十一日の属する月ま で)</p>

第三十一条第三項及び昭和三十六年第一一九五条第六

八	昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷	七	昭和三十一年一月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては旧農林共済組合員期間でない間に発した傷病(当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。)とする。)による障害(当該障害につき旧農林共済法第三十九条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに旧農林共済組合員期間(当該旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によって消滅した場合(旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当する場合を除く。))における当該掛金に係る旧農林共済組合員期間を除く。第六十条第三項第七号及び第七十号第三項第七号において同じ。)を有する者に係るものに限る。
旧公企 体共済		旧農林 共済組 合員期 間中に 発した 傷病に よる障 害	
条前	条七十三第令政置措過経年一十六和昭び及項三第条前		

九	昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては旧公企体共済法第三十一条第一項の規定により設けられた共済組合員期間を有する者(同日以前に退職した者に限る。)に係るものに限る。)	病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては旧公企体共済法第三十一条第一項の規定により設けられた共済組合員期間を有する者(同日以前に退職した者に限る。)に係るものに限る。)	
組合員 意継続 する任 第三項 第三項 法附則 法改正 農林共 六十和 合員 の組 共済組 第一條 前	昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合にあっては旧公企体共済法第三十一条第一項の規定により設けられた共済組合員期間を有する者(同日以前に退職した者に限る。)に係るものに限る。)	法第三 條第一 項の規 定によ り設け られた 共済組 合員で あつた 間に発 した傷 病によ る障害	
経年一十六和昭び及項三第条前	条八十三第令政置措過経年一十六和昭び及項三第条前		

（前二条の規定による障害基礎年金に係る法第十五条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等）

第四百条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、前二条（第六十条第五項において準用する場合を除く。）の規定により支給する障害基礎年金に係る法第十五条第二項第一号イ（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間とは、それぞれ当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十五条第二項第一号ロ（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは、「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十五条第二項第一号ハ（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保険協定に

を含む。)

あつた間に発した傷病による障害

項五第条九十二第令政置措過

係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間（保険料納付済期間の計算の基礎となつていない月に係るものを除く。）とする。

（第百二条及び第百三条の規定による障害基礎年金に係る法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第一百五十五条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十五条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保険協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前である傷病による障害に係る法第十九条第一項の規定の適用）

第一百六条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害（相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。）については、法第十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「者であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「経過的特例に係る日本制度発症者又は経過的特例に係る相手国制度発症者」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第百三条第三項において読み替へる場合を含む。）により読み替へることとした場合の当該読み替へ後の障害認定日」とし、「国民年金法第三十条第二項」とあるのは「同法第三十条第二項」とする。

2 前項の規定により読み替へられた法第十九条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度発

症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該初診日（昭和五十一年十月一日前である場合を除く。以下この号において同じ。）において国民年金の被保険者であった者又は当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であった者
- 二 厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害を有する者
- 三 船員保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害を有する者（第二十二号各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、当該傷病に係る初診日が昭和五十一年十月一日前にある者を除く。）

- 四 昭和五十一年十月一日以後の国家公務員共済組合の組合員であった間に発した傷病による障害を有する者
- 五 昭和五十一年十月一日以後の地方公務員共済組合の組合員であった間に発した傷病による障害を有する者
- 六 昭和五十一年十月一日以後の私立学校教職員共済組合の組合員であった間に発した傷病による障害を有する者
- 七 昭和三十九年九月三十日前又は昭和五十一年十月一日以後の旧農林共済組合員期間中に発した傷病による障害を有する者
- 八 昭和五十一年十月一日以後の旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であった間に発した傷病による障害を有する者

- 九 第一項の規定により読み替えられた法第十九条第一項の規定する経過的特例に係る相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の一の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害に係る障害認定日（当該障害につき国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用するものとした場合と同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定（第百三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）により読み替

替えることとした場合の当該読替後の障害認定日をいう。次号及び第三号並びに次条において同じ。）において国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に限るものとし、次号から第八号までのいずれかに該当する者を除く。）

二 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の二の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限るものとし、次号から第八号までのいずれかに該当する者を除く。）

三 昭和十七年六月以後の特定相手国船員期間中に発した傷病による障害を有する者（当該障害に係る障害認定日において船員保険の被保険者であった期間を有する者に限る。）

四 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の四の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧国家公務員共済組合員期間を有する者に限るものとし、第八号に該当する者を除く。）

五 昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の五の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧地方公務員共済組合員期間を有する者に限る。）

六 昭和二十九年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の六の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者に限る。）

七 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の七の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき旧農林共済法第三十九条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧農林共済組合員期間を有する者に限る。）

八 昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の八の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者（昭和五十九年三月三十一日以前に退職した者に限る。）に限る。）

九 第一項の場合において、第四十二条第一項の規定を適用するときは、同項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは「第三十条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前における傷病による障害につき同法第三十条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第三十条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第百三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）により読み替えることとした場合の当該読替後の同法第三十条第一項ただし書をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「第四十二条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた同法第四十二条第一項」とする。

十 第百二条の規定は、前項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第百二条第一項中「同法第三十条の二第二項において準用する」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第一項」と、同条第二項中「法第四十二条第二項において準用する」とあるのは「法第四十二条第二項」と、同条第三項中「法

第十一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第四十一条第一項」と、同条第三項中「法

第十一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第四十一条第一項」と、同項の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第一号又は第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第三号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の三の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第四号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の四の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第五号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の五の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第六号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の六の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第七号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の七の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第八号に該当する者に係る障害を含む。）」と読み替えるものとする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等）

第百七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前における傷病又は初診日が昭和六十一年四月一日前における傷病による障害に係る法第十九条第一項の規定による障害基礎年金に係る同条第二項において準用する法第十五条第二項第一号イ（法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ当該障害に係る障害認定日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

前項に規定する障害基礎年金については、法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第一号ロ（法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項

の規定を適用する場合においては、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項

に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。」とあるのは、「障害認定日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第一号ハ（法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（保険料納付済期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項等において準用する法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第百八条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第二号（法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合）にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法附則第五条に規定する政令で定める者）

第百九条 法附則第五条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 昭和六十一年四月一日前に死亡した者

二 次に掲げる者（昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に死亡した者（第二十八条の表（一の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる者とし、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、死亡した日が合衆国納付条件に該当する者とする。）を除く。）

イ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日以前に、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病（第百七条第二項の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合）にあっては同表の第二欄に掲げる傷病とし、船員保険の被保険者であつた期間を有する者に係る特定相手国船員期間中に発した傷病を除く。ロ及びハにおいて同じ。）により、昭和二十三年八月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者

ロ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日以前における第四種被保険者であつた間を除く。ハにおいて同じ。）に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日以前に、その傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

ハ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病（これらの傷病の発した日が昭和六十一年四月一日前であるものに限り。）に係る初診日から起算して五年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者

ニ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日以前に、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病により、昭和二十三年九月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者（ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。）

ホ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病につき旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和四十年四月三十日までの間に死亡した者（ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。）

た傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病につき旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和四十年四月三十日までの間に死亡した者（ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。）

ヘ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和四十年五月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者（ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。）

ト 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和五十二年十月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

チ 船員保険の被保険者の資格（昭和六十年国民年金等改正法附則第四十二条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者）にあっては、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病（当該傷病の発した日が昭和六十一年四月一日前であるものに限り。）に係る初診日から起算して五年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者

リ 厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。）若しくは加入者の資格を喪失した後に、厚生年金保険の被保険者若しくは共済組合の組合員若しくは加入者であつた間に初診日のある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後であるものに限る。）又は相手国期間中に初診日のある傷病（当該初診日が同月一日以後であるもの限り、第五十九条の表

（一の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員若しくは加入者でない間に合衆国特例初診日のある傷病とする。）により、当該初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した者

（昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る法第二十条第一項の規定の適用）

第百十條 前条第一号に規定する者（相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は厚生年金保険の被保険者であつた期間を有するものに限る。）については、法第二十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「次の各号のいずれかに該当したとき」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者若しくは経過的特例に係る相手国制度死亡者であつたとき、又は第四号に該当したとき」と、「第一号から第三号までのいずれかに該当する者」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者又は経過的特例に係る相手国制度死亡者」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 昭和五十一年十月一日以後に、国民年金の被保険者であつた間に死亡した者又は国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた間に死亡した者

二 昭和二十三年八月一日以後に、厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日以前における第四種被保険者であつた間を除く。）に死亡した者

三 昭和二十三年九月一日（第二十二号各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和五十一年十月一日）以後に、船員保険の被保険者であつた間に死亡した者

四 国家公務員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

五 地方公務員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

六 昭和三十七年一月一日以後に、私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

七 旧農林共済組合員期間中に死亡した者

（一の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員若しくは加入者でない間に合衆国特例初診日のある傷病とする。）により、当該初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した者

（昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る法第二十条第一項の規定の適用）

第百十條 前条第一号に規定する者（相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は厚生年金保険の被保険者であつた期間を有するものに限る。）については、法第二十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「次の各号のいずれかに該当したとき」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者若しくは経過的特例に係る相手国制度死亡者であつたとき、又は第四号に該当したとき」と、「第一号から第三号までのいずれかに該当する者」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者又は経過的特例に係る相手国制度死亡者」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 昭和五十一年十月一日以後に、国民年金の被保険者であつた間に死亡した者又は国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた間に死亡した者

二 昭和二十三年八月一日以後に、厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日以前における第四種被保険者であつた間を除く。）に死亡した者

三 昭和二十三年九月一日（第二十二号各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和五十一年十月一日）以後に、船員保険の被保険者であつた間に死亡した者

四 国家公務員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

五 地方公務員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

六 昭和三十七年一月一日以後に、私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

七 旧農林共済組合員期間中に死亡した者

（一の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員若しくは加入者でない間に合衆国特例初診日のある傷病とする。）により、当該初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した者

（昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る法第二十条第一項の規定の適用）

第百十條 前条第一号に規定する者（相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は厚生年金保険の被保険者であつた期間を有するものに限る。）については、法第二十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「次の各号のいずれかに該当したとき」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者若しくは経過的特例に係る相手国制度死亡者であつたとき、又は第四号に該当したとき」と、「第一号から第三号までのいずれかに該当する者」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者又は経過的特例に係る相手国制度死亡者」とする。

八 昭和三十六年四月二十五日以後に、旧公企
 体共済法第三条第一項の規定により設けられ
 た共済組合の組合員であつた間に死亡した者
 第一項の規定により読み替えられた法第二十
 条第一項に規定する経過的特例に係る相手国制
 度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者
 とする。

- 一 国民年金の保険料納付済期間又は保険料免
 除期間を有する者であつて、昭和二十三年八
 月一日以後の相手国期間中に死亡したもの
 (第二十八條の表(二)の項を除く。)の第一欄
 に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては
 同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の
 第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあ
 つては厚生年金保険の被保険者、国家公務員
 共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組
 合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧
 農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三
 条第一項の規定により設けられた共済組合の
 組合員又は国民年金の被保険者でない間の合
 衆国納付条件に該当する日に死亡した者と
 し、次号から第八号までのいずれかに該当す
 る者を除く。

- 二 第一号厚生年金被保険者期間を有する者で
 あつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国
 期間中に死亡したもの(第二十八條の表(二)
 の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協
 定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げ
 る者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会
 保障協定に係る場合にあつては厚生年金保険
 の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当
 する日に死亡した者とし、次号及び第七号に
 該当する者を除く。
- 三 船員保険の被保険者であつた期間を有する
 者であつて、昭和二十三年九月一日以後の特
 定相手国船員期間中に死亡したもの
- 四 旧国家公務員共済組合員期間を有する者で
 あつて、昭和三十四年一月一日以後の相手国
 期間中に死亡したもの(第二十八條の表(二)
 の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協
 定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げ
 る者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会
 保障協定に係る場合にあつては国家公務員共
 済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に
 該当する日に死亡した者とし、第八号に該当
 する者を除く。

- 五 旧地方公務員共済組合員期間を有する者で
 あつて、昭和三十七年十二月一日以後の相手
 国期間中に死亡したもの(第二十八條の表
 (二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保
 障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲
 げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会
 保障協定に係る場合にあつては地方公務員
 共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件
 に該当する日に死亡した者とする。

国期間中に死亡したもの(第二十八條の表
 (二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障
 協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲
 げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社
 会保障協定に係る場合にあつては地方公務員
 共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件
 に該当する日に死亡した者とする。

- 六 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する
 者であつて、昭和三十七年一月一日以後の相
 手国期間中に死亡したもの(第二十八條の表
 (二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保
 障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲
 げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社
 会保障協定に係る場合にあつては私立学校教
 職員共済組合の組合員でない間の合衆国納付
 条件に該当する日に死亡した者とする。
- 七 旧農林共済組合員期間を有する者であつ
 て、昭和三十四年一月一日以後の相手国期間
 中に死亡したもの(第二十八條の表(二)の項
 を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に
 係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者
 と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保
 障協定に係る場合にあつては旧農林共済組合員
 期間でない間の合衆国納付条件に該当する日
 に死亡した者とする。
- 八 旧公企体共済法第三条第一項の規定により
 設けられた共済組合の組合員期間を有する者
 であつて、昭和三十六年四月二十五日から昭
 和五十九年三月三十一日までの相手国期間中
 に死亡したもの(第二十八條の表(二)の項を
 除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係
 る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者
 と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保
 障協定に係る場合にあつては旧公企体共済法第
 三条第一項の規定により設けられた共済組合
 の組合員でない間の合衆国納付条件に該当す
 る日に死亡した者とする。

- 九 第一項の場合において、第四十四條第一項の
 規定を適用するときは、同項の規定により読み
 替えられた国民年金法第三十七條ただし書は、
 次の表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては
 同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の二の項
 から八の項までの第一欄に掲げる者にあつては
 それぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応
 じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第四十二
 條第二項において読み替えて準用する法第四十
 二條第一項の規定については、同項中「相手国期

間であつて政令で定めるものを保険料納付済期
 間である国民年金の被保険者期間」とあるの
 は、同表の一の項の第一欄に掲げる者にあつて
 は同表の第四欄のように読み替え、同表の二の
 項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつて
 はそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応
 じ、同表の第四欄のように読み替えるものとす
 る。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和十五年六月 (同令第二十二條 各号に掲げる社 会保障協定に係 る場合にあつて は、昭和十七年 六月とする。)以 後の相手国期間 (同令第二十二條 第四号)附則第 四十七條第一項、 厚生年金保 險法等の一部を 改正する法律 (昭和六十 四年法律第三 十四号)第一 條の規定 (同令第二十二條 第十二号に規定す るドイツ協定に 係る場合にあつ ては、同号に規 定するドイツ保 險料納付期間と し、昭和六十 年国民年金等改 正法附則第二條 第一項の規定に よる廃止前の通 算年金通則法(昭 和三十六年法律 第八十一号。以 下この項にお いて「旧通則法 」という。)第四 條第一項各号に 掲げる期間の計 算の基礎となつ ての月に係るも のを除く。)を旧 通則法第四條第 一項第二号に掲 げる期間	昭和十五年六月 (同令第二十二條 各号に掲げる社 会保障協定に係 る場合にあつて は、昭和十七年 六月とする。)以 後の相手国期間 (同令第二十二條 第十二号に規定す るドイツ協定に 係る場合にあつ ては、同号に規 定するドイツ保 險料納付期間と し、昭和六十 年国民年金等改 正法附則第二條 第一項の規定に よる廃止前の通 算年金通則法(昭 和三十六年法律 第八十一号。以 下この項にお いて「旧通則法 」という。)第四 條第一項各号に 掲げる期間の計 算の基礎となつ ての月に係るも のを除く。)を旧 通則法第四條第 一項第二号に掲 げる期間	昭和十五年六月 (同令第二十二條 各号に掲げる社 会保障協定に係 る場合にあつて は、昭和十七年 六月とする。)以 後の相手国期間 (同令第二十二條 第十二号に規定す るドイツ協定に 係る場合にあつ ては、同号に規 定するドイツ保 險料納付期間と し、昭和六十 年国民年金等改 正法附則第二條 第一項の規定に よる廃止前の通 算年金通則法(昭 和三十六年法律 第八十一号。以 下この項にお いて「旧通則法 」という。)第四 條第一項各号に 掲げる期間の計 算の基礎となつ ての月に係るも のを除く。)を旧 通則法第四條第 一項第二号に掲 げる期間	昭和十五年六月 (同令第二十二條 各号に掲げる社 会保障協定に係 る場合にあつて は、昭和十七年 六月とする。)以 後の相手国期間 (同令第二十二條 第十二号に規定す るドイツ協定に 係る場合にあつ ては、同号に規 定するドイツ保 險料納付期間と し、昭和六十 年国民年金等改 正法附則第二條 第一項の規定に よる廃止前の通 算年金通則法(昭 和三十六年法律 第八十一号。以 下この項にお いて「旧通則法 」という。)第四 條第一項各号に 掲げる期間の計 算の基礎となつ ての月に係るも のを除く。)を旧 通則法第四條第 一項第二号に掲 げる期間

第二項	第二項	第二項	第二項
昭和十七年六月 以後の相手国期 間(同令第二十二 條第二号に規 定するドイツ協 定に係る場合に あつては、同号 に規定するドイ ツ保険料納付期 間とし、第一号 厚生年金被保 險者期間(厚生 年金被保険者 期間(厚生年 金被保険法第二 條第一項第二 号に規定する第 一號厚生年金被 保險者期間とみ なされた期間に 係るものを除く。 以下この項にお いて同)の計 算の基礎となつ ている月に係る	昭和十七年六月 以後の相手国期 間(同令第二十二 條第二号に規 定するドイツ協 定に係る場合に あつては、同号 に規定するドイ ツ保険料納付期 間とし、第一号 厚生年金被保 險者期間(厚生 年金被保険者 期間(厚生年 金被保険法第二 條第一項第二 号に規定する第 一號厚生年金被 保險者期間とみ なされた期間に 係るものを除く。 以下この項にお いて同)の計 算の基礎となつ ている月に係る	昭和十七年六月 以後の相手国期 間(同令第二十二 條第二号に規 定するドイツ協 定に係る場合に あつては、同号 に規定するドイ ツ保険料納付期 間とし、第一号 厚生年金被保 險者期間(厚生 年金被保険者 期間(厚生年 金被保険法第二 條第一項第二 号に規定する第 一號厚生年金被 保險者期間とみ なされた期間に 係るものを除く。 以下この項にお いて同)の計 算の基礎となつ ている月に係る	昭和十七年六月 以後の相手国期 間(同令第二十二 條第二号に規 定するドイツ協 定に係る場合に あつては、同号 に規定するドイ ツ保険料納付期 間とし、第一号 厚生年金被保 險者期間(厚生 年金被保険者 期間(厚生年 金被保険法第二 條第一項第二 号に規定する第 一號厚生年金被 保險者期間とみ なされた期間に 係るものを除く。 以下この項にお いて同)の計 算の基礎となつ ている月に係る

亡死	者るあに間のでま日十三月九年一十五和昭らか日一月十年八
ただし、国民年金法等	する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいい、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三條第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間を除く。）が一年未満であるときは、この限りでない。
昭和十五年六月（同令第二十二條	

五	
第項前は又号五第項二第	
七十三和昭が日たし亡死	者るあに間のでま日一十三月三年一十六和昭らか日一月十年一十五和昭が日たし
する一部を改正する法律	のの一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。
地方公務員共済組合等	各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二條第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧地方公務員共済
昭和三十七年十月以後の相手国期間（同令第二條第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧地方公務員共済	

	者るげ掲に号五
	者るあに間のでま日十三月九年八十四和昭らか日一月二十年
りでない。	（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四條第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた期間を含む。）が十年未満であるときは、この限りでない。
組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、地方公務員等共済組合法に規定する旧市町村職員共済組合及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四條第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた期間を含む。）を旧地方公務員共済組合員期間	

	者るあに間のでま日十三月九年一十五和昭らか日一月十年八十四和昭が日たし亡死
四條第一項の規定に基	ただし、旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四條第一項の規定に基

三月三十一日までの間の者	（第四項）第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四條第一項第二号に掲げる期間
--------------	---

（第九百九條第二号に規定する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）

第九百九條 第九百九條第二号に規定する者（大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は厚生年金保険の被保険者であつた期間を有するものに限る。）について、法第二十條第一項の規定を適用する場合において、昭和六十一年四月一日前に死亡した者にあつては当該死亡した日において前條第一項の規定により読み替えられた法第二十條第一項に規定する経過的特例に係る日本制度死亡者と、同月一日以後に死亡した者にあつては当該死亡した日において同項第一号に該当した者とみなす。

第九百九條 前項の場合において、昭和六十一年四月一日前に死亡した者について前條第四項の規定を適用するときは、第九百九條第二号イからハまでに掲げる者にあつては同項の表の二の項の第一欄に掲げる者と、同号ニからチまでに掲げる者にあつては同表の三の項の第一欄に掲げる者とみなす。

（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）

第九百九條 昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者が死亡した場合においては、法第二十條第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険の被保険者であつた者、船員保険の被保険者（昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者及

（法附則第六條において準用する法第十條第一項に規定する政令で定める規定等）	（法附則第六條において準用する法第十條第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における法附則第六條において準用する同項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する旧国民年金法による通算老齢年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間（私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間又は同表の二の項、三の項及び四の項の第二欄に掲げる通算対象期間若しくは同表の三の項の第二欄に掲げる通算対象期間（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。）に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）	（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者が死亡した場合においては、法第二十條第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険の被保険者であつた者、船員保険の被保険者（昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者及
---------------------------------------	--	--

三	二	一
第九百九條第二号	第九百九條第二号	第九百九條第二号
（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）	（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）	（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）

四	三	二	一
第九百九條第二号	第九百九條第二号	第九百九條第二号	第九百九條第二号
（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）	（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）	（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）	（昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを有する者に係る法第二十條第一項の規定の適用）

第九百九條 法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定（法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第九百九條 法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定（法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第九百九條 法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定（法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第九百九條 法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定（法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第九百九條 法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定（法附則第七條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

(前二条の規定による障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間並びに同号ハに規定する政令で定める相手国期間等)

2 前項に規定する障害厚生年金について、法第三十二条第二項第一号ロの規定を適用する場合には、同号ロ中「障害認定日(二)以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあっては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日」とあるのは、「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日」とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

2 第七十三条第二項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前条第一項に規定する遅い日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 第七十三条第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定又は第七十四条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイスランド協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定に係る場合)にあっては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(ドイツ協定に係る場合)にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 厚生年金保険の被保険者であった間(昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。)に発した傷病による障害を有する者

二 船員保険の被保険者(船員組合員を除く。以下この号において同じ。)であった間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間(旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間を除く。))及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であった間を除く。)に発した傷病による障害を有する者(第二十二号各号に掲げる社会保障協定に係る場合)にあっては、当該傷病に係る初診日が昭和五十一年十月一日前における者を除く。)

三 昭和五十一年十月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者(同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一号各号のいずれかに該当する者を除く。)

四 昭和三十九年九月三十日前又は昭和五十一年十月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

五 昭和五十一年十月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

六 昭和五十一年十月一日以後の旧地方公務員共済被保険者期間(地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であった期間を含む。)中に発した傷病による障害を有する者

2 前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病(第七十二条第三項の表の一の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。)による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日(当該障害につき厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定(第七十二条第三項)において読み替えることとした場合)の当該読替後の障害認定日をいう。次号及び第七十二条において同じ。)において厚生年金保険の被保険者期間を有する者に限るものとし、同号に該当する者を除く。)

二 昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間中に発した傷病による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日において船員保険の被保険者であった期間を有する者に限る。)

4 第一項の場合において、第八十条第一項の規定を適用するときは、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは、「第四十七条第一項ただし書(初診日が昭和六十一年四月一日前における傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第二項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定(第七十二条第三項)において読み替えることとした場合)を含む。」、平成九年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。』と、同条第二項中「第八十条第一項」とあるのは、「第七十二条第四項の規定により読み替えられた同法第八十条第一項」とする。

5 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

5 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

5 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)とする。

「障害」とあるのは「障害（第二百二十条第三項第一号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第二百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と読み替えるものとする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害に係る法第三十八条第一項の規定による障害厚生年金の額についての厚生年金保険法第五十一条の適用）

第二百二十一条 初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害に係る法第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金の額については、厚生年金保険法第五十一条の規定を適用する。この場合において、同条中「となつた障害に係る障害認定日」とあるのは、「となつた障害に係る障害認定日（当該障害につき第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第百七十七条第三項においてみながら適用する場合を含む。）により読み替えることとした場合の当該読み替後の障害認定日）をいう。以下この条において同じ。」とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十八条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間等）

第二百二十二条 第六十九条第一項の規定にかかわらず、初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害に係る法第三十八条第一項の規定による障害厚生年金に係る同条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間に掲げる期間とする。

2 前項に規定する障害厚生年金について、法第三十二条第一号の規定を適用する場合においては、同号口中「障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例によ

る障害認定日）」とあるのは、「障害認定日」とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八条第二項において準用する法第三十二条第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（第三十二条各号に掲げる期間の計算の基礎となつていない月に係るものを除く。）とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十八条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第三号並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第二百二十三条 第七十三条第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はウェーデン協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

2 第七十三条第二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八条第二項において準用する法第三十二条第二項第三号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 第七十三条第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定又は第七十四条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイランド協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はウェーデン協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

17年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十八条第一項の規定の適用）

第二百二十四条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者（同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

3 昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

（初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害に係る法第三十九条第一項の規定の適用）

第二百二十五条 初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害（相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）であつて、次の表の第一欄に掲げるものについて、法第三十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「有する者」とあるのは、「有する経過の特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「障害程度を認定すべき日」とあるのは、同表の一の項、二の項及び四の項から七の項までの第一欄に掲げる障害を有する者にあつてはそれぞれ同表の第二欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の三の項の第一欄に掲げる障害を有する者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、「除く。」であつて次の各号のいずれかに該当したものとあるのは「除く。」と、「当該障害程度を認定すべき日」とあるのは「当該経過した日」と、

第一欄	第二欄	第三欄
厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）	初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日とし、以下この欄において「初診日等」という。）が昭和十七年十月一日前における傷病による障害及び第二百二十三条第三項第一号に該当する者に係る障害	（その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めに健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年
昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者（同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一条各号のいずれかに該当する者を除く。）	初診日等が昭和十七年十月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にある傷病及び初診日等が昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年四月三十日までである傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものと	（その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めに健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年

<p>二 船員保険の被保険者（船員組合員を除く。）であつた昭和三十二年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を喪失した</p>	<p>初診日（健康保険の療養の給付を受けた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）が昭和二十六年十一月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前である傷病（当該傷病が当該初診日から起算して三年を経過するまでの間に治つた場合に限る。）に限り、初診日が昭和二十七年五月一日前である傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものを除く。）</p>	<p>昭和二十年法律第二十四号による改正前の船員保険法第二十八条第三項に規定する者であつて昭和二十年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を喪失した</p>	<p>（その傷病に係る初診日から起算して五年を経過した日）</p>
--	---	---	-----------------------------------

<p>の被保険者であつた間（旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）及び昭和四十九年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害に該当する者に係る</p>	<p>もの当該資格を喪失する前に発した傷病</p> <p>（昭和六十年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法第二十条の規定による療養の給付を受けた日から起算して六月を経過した日）</p>	<p>療養の給付開始日が昭和十八年十月一日から昭和十九年六月三十日までの間にある傷病</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法第二十条の規定による療養の給付を受けた日から起算して九</p>
--	--	--	--

<p>療養の給付開始日が昭和十九年七月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にある傷病</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法第二十条の規定による療養の給付を受けた日から起算して二年を経過した日）</p>	<p>療養の給付開始日等（療養の給付を受けない場合を除く。）は、初診日とする。以下この欄において同じ。）が昭和三十七年五月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前である傷病（当該傷病が当該療養の給付開始日から起算して三年を経過するまでの間に治</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法第二十条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日）</p>
--	--	---	--

<p>五 旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害</p>	<p>四 旧農林共済被保険者期間中に発した傷病による障害</p>	<p>三 旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害</p>	<p>二 初診日（健康保険の療養の給付を受けた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）が昭和二十六年十一月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前である傷病（当該傷病が当該初診日から起算して三年を経過するまでの間に治つた場合に限る。）に限り、初診日が昭和二十七年五月一日前である傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものを除く。）</p>	<p>一 初診日（健康保険の療養の給付を受けた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）が昭和二十六年十一月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前である傷病（当該傷病が当該初診日から起算して三年を経過するまでの間に治つた場合に限る。）に限り、初診日が昭和二十七年五月一日前である傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものを除く。）</p>
---	--------------------------------------	--------------------------------------	---	---

六	旧地方公務員共済被保険者期間中に発した傷病による	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病	(当該初診日から起算して五年を経過するまでの間に治つた場合に限る。)
七	旧私立学校教職員共済被保険者期間中に発した傷病による	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病	(当該初診日から起算して五年を経過するまでの間に治つた場合に限る。)

2 前項の規定により読み替えられた法第三十九条第一項の経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者及び経過の特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、それぞれ第百二十条第二項及び第三項に規定する者とする。

3 第一項の場合において、第八十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第四十七条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第百十七号第三項においてみなして適用する場合を含む）、平成九年経過措置政令の規定、平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読み替えるの同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「第八十三条第一項」とあるのは「第百二十五条第三項の規定により読み替えられた同令第八十三条第一

4 第百十六条の規定は、前項の規定により読み替えられた第八十三条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第百六条中「同法第四十七条の二第二項において準用する」とあるのは「第百二十五条第三項の規定により読み替えられた第八十三条第一項の規定を適用する」と、「法第二十八条第一項」とあるのは「第百二十五条第三項の規定により読み替えられた第八十三条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同条の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百二十条第三項第一号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と読み替えるものとする。

第百二十六条 初診日が昭和六十一年四月一日前（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十九条第一項の規定による障害に係る法第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金の額については、厚生年金保険法第五十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十条第一項に定める障害厚生年金の額」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第三十九条第一項の規定による障害手当金の額」と、「障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八条第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは「障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（当該障害につき第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定により読み替えることとした場合の当該読み替後の障害認定日をいう。）」と読み替えるものとする。

2 第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間等）

第百二十七条 第八十四条第一項の規定にかかわらず、前条に規定する障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第七十四条の二各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除く。）とする。

3 昭和三十九年九月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

3 昭和三十九年九月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 第八十四条第二項の規定にかかわらず、前条に規定する障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第七十四条の二各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除く。）とする。

2 第八十四条第二項の規定にかかわらず、前条に規定する障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイスランド協定、スイス協定、ルクセンブルク協定、スロバキア協定、フィンランド協定又はスウェーデン協定）に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日に属する月までの相手国期間とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十九条第一項の規定の適用）

第百二十八条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

3 昭和三十九年九月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

（法附則第十条に規定する政令で定める社会保障協定）

第百二十八条の二 法附則第十条に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十七条の二に規定する社会保障協定とする。

第百二十九条 法附則第十条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 昭和六十一年四月一日前に初診日がある傷病により死亡した者

二 次に掲げる者（第百九条第二号に規定する相手国期間中に死亡した者を除く。）

イ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日以前に、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病（第百七条第三項の表の一の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいい、船員保険の被保険者であつた期間を有する者に係る特定相手国船員期間中に発した傷病を除く。ロ及びハにおいて同じ。）により、昭和二十三年八月一日から昭和二十九年四月三十日まで

の間に死亡した者

ロ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。ハにおいて同じ。）に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

ハ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病（これらの傷病の発した日が昭和六十一年

の間に死亡した者

ロ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。ハにおいて同じ。）に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日以前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

ハ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病（これらの傷病の発した日が昭和六十一年

年四月一日前であるものに限る。)に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者

二 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日前に、船員保険の被保険者であった間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間を除く。)に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病により、昭和二十三年九月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者(ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。)

ホ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間(旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間を除く。))を除く。へからちまでにおいて同じ。)に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病につき旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和四十年四月三十日までの間に死亡した者(ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。)

ヘ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和四十年五月一日から昭和五十一年九月三十日までの間に死亡した者(ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。)

ト 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十一年十月一日から昭和五十二年七月三十一日までまでに死亡した者

チ 船員保険の被保険者の資格(昭和六十年国民年金等改正法附則第四十二条第一項の

規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつては、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病(これらの傷病の発した日が昭和六十一年四月一日前であるものに限る。)に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者

リ 平成九年経過措置政令第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者(初診日が昭和六十一年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。)

ル 平成十四年経過措置政令第九条第一項第一号に掲げる者(初診日が昭和六十一年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。)

2 前項第一号に掲げる者(発効日前に死亡した者に限る。)については、法第四十条第一項第三号の規定は次項において同号に該当したものとみなす場合を除き、適用しない。

3 第一項第二号に掲げる者が発効日前に死亡したときは、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつた者が死亡した場合であつて、当該死亡した日において同項第三号に該当したものとみなす。

4 第一項第二号に規定する者が、昭和六十一年四月一日前に死亡した場合においては、次条第三項の規定の適用については、第一項第二号イからハまでに掲げる者については、第一百十條第四項の表の二の項の第一欄に掲げる者と、第一項第二号ニからチまでに掲げる者については同表の三の項の第一欄に掲げる者とみなす。(昭和六十一年四月一日前に死亡した者等に係る法第四十条第一項の規定の適用)

第三百三十条 昭和六十一年三月までの第一号厚生年金被保険者期間を有する者が死亡した場合において、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者」は、同項中「又は被保険者であつた者(昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者(昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定

による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)であつた者を含む。以下この項において同じ。)であつてとする。

2 相手国期間を有する者が、昭和六十一年四月一日前(第二十二條各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日まで)の船員保険の被保険者(船員組合員を除く。)であつた間に死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。

3 昭和六十一年四月一日前に死亡した者であつて、第一百十條第四項の表の二の項又は三の項の第一欄に掲げるもの(船員組合員を除く。)に於いて、第八十五條第一項の規定を適用する場合同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の二の項又は三の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五條第二項において読み替へて準用する法第三十條第一項の規定については、同項中「相手国期間」は、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の二の項又は三の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる字句とし、第八十五條第二項において読み替へて準用する法第三十條第一項の規定については、同項中「相手国期間」は、同項中「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。))の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。

3 昭和六十一年四月一日前の旧適用法人被保険者期間中に死亡した者であつて、第一百十條第四項の表の四の項、五の項又は八の項の第一欄に掲げるものについて、第八十五條第一項の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替へられた厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書は、それぞれ同表の四の項、五の項又は八の項の四の項、五の項又は八の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五條第二項において読み替へて準用する法第三十條第一項の規定については、同項中「相手国期間」は、同項中「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。))の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。

3 昭和六十一年四月一日前の旧適用法人被保険者期間中に死亡した者であつて、第一百十條第四項の表の四の項、五の項又は八の項の第一欄に掲げるものについて、第八十五條第一項の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替へられた厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書は、それぞれ同表の四の項、五の項又は八の項の四の項、五の項又は八の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五條第二項において読み替へて準用する法第三十條第一項の規定については、同項中「相手国期間」は、同項中「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。))の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。

4 旧農林共済組合員期間を有する者が死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者」は、同項中「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。))の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。

5 相手国期間を有する者が、旧農林共済被保険者期間中に死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。

6 昭和六十一年四月一日前の旧農林共済被保険者期間中に死亡した者であつて、第一百十條第四項の表の七の項の第一欄に掲げるものについて、第八十五條第一項の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替へられた厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書は、それぞれ同表の七の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五條第二項において読み替へて準用する法第三十條第一項の規定については、同項中「相手国期間」は、同項中「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。))の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。

昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第六十九条	昭和六十一年六月以後のドイツ保険料納付期間	昭和六十一年六月以後のドイツ保険料納付期間	昭和六十一年六月以後のドイツ保険料納付期間
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------

規定にかかわらず、それぞれ当該規定による額（旧厚生年金保険法による脱退手当金にあっては、当該旧厚生年金保険法による脱退手当金の受給権者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が六十であるものとして計算した額）に期間比率を乗じて得た額（第一号又は第二号に掲げるものについては、前条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる旧厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までの規定のうち二以上に該当するときは、一の規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）とする。

一 旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分に限る。）昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号

二 旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。）昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号

三 旧厚生年金保険法による脱退手当金 昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第七十条

四 前項の表の一の項の第二欄に掲げる旧交渉法第二十一条の規定の適用については、昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間を有する者を、船員保険の被保険者又は船員保険の被保険者であった者とみなす。（旧厚生年金保険法による保険給付の額の計算の特例）

第百三十三條 次の各号に掲げる法附則第十一條第二項に規定する旧厚生年金保険法による老齢年金（以下「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）及び旧厚生年金保険法による脱退手当金（以下「旧厚生年金保険法による脱退手当金」という。）の額は、当該各号に定める

より支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第一項第一号に掲げる年金にあっては、昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条第四項又は第五項（これらの規定を昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該配偶者について旧厚生年金保険法第三十四条第五項に基づき計算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。）の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

2 法の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。（法附則第十二條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第百三十四條の二 法附則第十二條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。（法附則第十二條に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等）

第百三十五條 法附則第十二條に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、第百三十四條の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、当該場合における法附則第十二條に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。（その他障害に係る旧厚生年金保険法による障害年金の支給停止に関する特例）

第百三十六條 法附則第十二條の規定により、障害厚生年金の受給権者であつて、その他障害に係る傷病の初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなされた者について、厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書の規定を適用する場合においては、同項ただし書中「障害等級」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十四号）第三条の規定による改正前のこの法律別表第一に定める障害の等級」とする。

第四節 旧船員保険の保険給付に関する事項

（法附則第十四條第一項に規定する政令で定める規定等）

第百三十七條 法附則第十四條第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる旧船員保険法又は同項に規定する旧船員保険一部改正法（以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。）による保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第三欄に掲げる期間（船員保険の被保険者であつた期間及び私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（同欄に掲げる国家公務員共済組合の組合員期間、地方公務員共済組合の組合員期間及び私立学校教職員共済組合の組合員期間であつた期間に係る通算対象期間に算入することとされるものを除く。）については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

力を有するものとされた旧船員保険法第三十五條第一号

二 旧船員保険法による老齢年金(旧船員保険法第三十六條第一項の規定により加算する加給金の額に相当する部分に限る。) 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六條第一項

2 前項の期間比率は、同項第一号に定める規定による額の計算の基礎となつてゐる船員保険の被保険者であつた期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十四條第一項第三号に該当することにより支給するものにあつては、三十五歳に達した月前に係るものを除く。)の月数を、百八十で除して得た率とする。

(旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給停止の特例)

第百三十九條 旧船員保険法による老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九條第一項に規定する年金たる給付(第三十六條第一項第一号に掲げる年金たる給付を除く。)を受けることができる場合において、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十八條第四項又は第五項(これらの規定を昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該配偶者について旧船員保険法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定に基づき加給すべき額に相当する部分(その支給が停止されてゐるものを除く。以下この条において「旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。)の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき(当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

2 法の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき(当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その間、当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。

同時に法の規定により支給する第三十六條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき(当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その間、当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。

第百四十條 法附則第十五條に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等) 法附則第十五條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定 第百三十九條ノ二 法附則第十五條に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十四條の二各号に掲げる社会保障協定とする。

二 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十二年政令第四百五十四号) 三 日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十六年政令第三百四十号) 四 日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十七年政令第二百五十一号) 五 日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る健康保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十八年政令第三百三十三号) 六 日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十八年政令第三百三十四号) 第四條 移行退職共済年金又は移行障害共済年金に係る経過措置) 第四條 移行退職共済年金又は移行障害共済年金であつて、平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第七十六條の規定による改正前の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定により支給するものは、法の相当する規定により支給する給付とみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

を「第百一條の二」に、「第百十六條」を「第百十五條の二」に改める部分に限る。)、第二條に三号を加える改正規定(同條第四十八号に係る部分に限る。)、第九章第二節中第百二條の前に一條を加える改正規定、第百五條の改正規定(「第三十四條各号」の下に「(第四号を除く。)」を加える部分に限る。)、第百八條の改正規定(「第三十四條各号」の下に「(第四号を除く。)」を加える部分に限る。)、同條の次に一條を加える改正規定、第九章第三節中第百十六條の前に一條を加える改正規定、第百二十八條の次に一條を加える改正規定、第百三十四條の次に一條を加える改正規定、第百三十九條の次に一條を加える改正規定、第九十五條に三号を加える改正規定(同條第六号に係る部分に限る。)、第九十七條に三号を加える改正規定(同條第六号に係る部分に限る。)、第九十八條の表に次のように加える改正規定(同表六の項に係る部分に限る。)、第七章中第八十九條の前に一條を加える改正規定、第九十一條の次に一條を加える改正規定、第九十二條の次に一條を加える改正規定、第五十六條の改正規定、同條に一項を加える改正規定、第五十七條の次に一條を加える改正規定、第六十四條の次に一條を加える改正規定、第二十一條第一項に三号を加える改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)、第二十二條の改正規定、同條に一項を加える改正規定、第二十四條の次に一條を加える改正規定、第二十七條の次に一條を加える改正規定、第三十四條に三号を加える改正規定(同條第四号に係る部分に限る。)、第三十五條の改正規定(「前条各号」の下に「(第三十四條を除く。)」を加える部分に限る。)、第三十八條の改正規定(「第三十四條各号」の下に「(第四号を除く。)」を加える部分に限る。)、及び第四十條の改正規定(オーストラリア協定に係る部分に限る。)、オーストラリア協定の効力発生の日 三 題名の改正規定、目次の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第一條の改正規定、第二條に三号を加える改正規定(同條第四十九号に係る部分に限る。)、第九條第一項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定(チェコ協定第一條1(b)に規定するチェコ共和国の法令に係る部分を除く。)、第百

二条及び第百三条第一項の改正規定、第百五
 条の改正規定（昭和十五年六月（ドイツ協
 定）の下に「オランダ協定又はチェコ協
 定」を加える部分（オランダ協定に係る部分
 に限る。）に限る。）、第百六条第一項の改正
 規定、第百八条の改正規定（昭和十五年六
 月（ドイツ協定）の下に「オランダ協定又
 はチェコ協定」を加える部分（オランダ協定
 に係る部分に限る。）、第百六条
 の表及び第百七条第一項の改正規定、第百
 十九条第一項の改正規定（オランダ協定に係
 る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（オ
 ランダ協定に係る部分に限る。）、第百二十
 一条及び第百二十一條の改正規定、第百二
 十三条第一項の改正規定（オランダ協定に係
 る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（オ
 ランダ協定に係る部分に限る。）、第百二十五
 条第一項の改正規定、第百二十七条第二項の
 改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、
 第九章を第十章とする改正規定、第九十五
 条に三号を加える改正規定（同条第七号に係
 る部分に限る。）、第九十七條に三号を加える
 改正規定（同条第七号に係る部分に限る。）、
 第九十八條の表に次のように加える改正規定
 （同条七の項に係る部分に限る。）、第八章を
 第九章とする改正規定、第七章を第八章とす
 る改正規定、第五十七條の改正規定、第六十
 一條に二号を加える改正規定（同条第三号に
 係る部分に限る。）、第七十二條に二号を加え
 る改正規定（同条第三号に係る部分に限る。）、
 第七十三條第一項の改正規定（オランダ協
 定に係る部分に限る。）、同条第三項の改正規
 定（オランダ協定に係る部分に限る。）、同条
 第四項の改正規定（オランダ協定に係る部分
 に限る。）、第七十七條第一項の改正規定（オ
 ランダ協定に係る部分に限る。）、同条第三項
 の改正規定（オランダ協定に係る部分に限
 る。）、第八十條第二項及び第八十三條第二項
 の改正規定、第八十四條第二項の改正規定
 （オランダ協定に係る部分に限る。）、第八十
 五條第二項及び第八十七條第二項の改正規
 定、第六章を第七章とする改正規定、第十二
 條の改正規定、同条に各号を加える改正規
 定、第二十一條第一項に三号を加える改正規
 定（同項第五号に係る部分に限る。）、第三十
 四條に三号を加える改正規定（同条第五号に
 係る部分に限る。）、第三十五條の改正規定

（昭和十五年六月（ドイツ協定）の下に「
 オランダ協定又はチェコ協定」を加える部分
 （オランダ協定に係る部分に限る。）に限る。）、
 第三十八條の改正規定（昭和十五年六月
 （ドイツ協定）の下に「オランダ協定又は
 チェコ協定」を加える部分（オランダ協定に
 係る部分に限る。）に限る。）、第四十條の改
 正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、
 第四十二條第二項、第四十四條第二項及び第
 四十六條第二項の改正規定、第五章を第六章
 とする改正規定並びに第四章の次に一章を加
 える改正規定並びに次項の規定 オランダ協
 定の効力発生の日
 四 前三号に掲げる規定以外の規定 チェコ協
 定の効力発生の日
 附 則（平成二十二年二月二十八日政令第
 三三〇号）抄
 三三〇号）抄
 第一條 この政令は、法の施行の日（平成二十二
 年一月一日）から施行する。
 附 則（平成二十二年九月一日政令第一九
 一号）
 この政令は、次の各号に掲げる規定（ことに、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。）
 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金
 保険法等の特例等に関する政令第二條第四十号
 及び第四十一号の改正規定、同条に二号を加え
 る改正規定（同条第五十一号に係る部分に限
 る。）、同条第三十四條に二号を加える改正規
 定（同条第七号に係る部分に限る。）、同条第六十
 一條に二号を加える改正規定（同条第五号に係
 る部分に限る。）、同条第七十二條に二号を加え
 る改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）、
 同条第九十五條に二号を加える改正規定（同条
 第九号に係る部分に限る。）、同条第九十六條
 （見出しを含む。）の改正規定（同条第三号に係
 る部分を除く。）、同条の次に一号を加える改正
 規定、同条第九十七條に二号を加える改正規定
 （同条第九号に係る部分に限る。）、同条第九十
 八條の表に次のように加える改正規定（同表九
 の項に係る部分に限る。）、同条第九十九條第二
 号の改正規定並びに同条第九十九條第一項第二
 号の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に
 伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政
 令第二條の改正規定、同条第十八條に二号を加
 える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）、
 及び同条第四十條に二号を加える改正規定（同

条第九号に係る部分に限る。）、第三条中社会保
 障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等
 の特例に関する政令第二條の改正規定、同条第
 十八條に二号を加える改正規定（同条第五号に
 係る部分に限る。）、及び同条第四十條に二号を
 加える改正規定（同条第九号に係る部分に限
 る。）並びに第四条中社会保障協定の実施に伴
 う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第
 二條第十七号の四の次に二号を加える改正規定
 （同条第十七号の五に係る部分に限る。）、同条
 第十八号及び第十九号の改正規定、同条第二十
 一條に二号を加える改正規定（同条第五号に係
 る部分に限る。）並びに同条第四十二條に二号を
 加える改正規定（同条第九号に係る部分に限
 る。）、社会保障に関する日本国とスペインとの
 間の協定の効力発生の日
 二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関
 する日本国政府とアイルランド政府との間の協
 定の効力発生の日
 附 則（平成二十三年一月二十八日政令第
 三五九号）
 この政令は、次の各号に掲げる規定（ことに、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。）
 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金
 保険法等の特例等に関する政令第二條第四十三
 号の改正規定、同条に二号を加える改正規定
 （同条第五十三号に係る部分に限る。）、同条第
 二十一條第一項に二号を加える改正規定（同項
 第八号に係る部分に限る。）、同条第三十二條に
 一号を加える改正規定、同条第四十九條第二項
 の改正規定、同条第五十條の改正規定（同条第
 十四号に係る部分を除く。）、同条第五十一條の
 改正規定、同条第六十一條に二号を加える改正
 規定（同条第七号に係る部分に限る。）、同条第
 七十四條の次に二号を加える改正規定、同条第
 八十四條の改正規定（又はアイルランド協定）
 を「アイルランド協定又はスイス協定」に改
 める部分を除く。）、同条第九十四條第二号の改
 正規定、同条第九十五條に二号を加える改正規
 定（同条第十一号に係る部分に限る。）、同条第
 九十六條に一号を加える改正規定、同条第九十
 七條に二号を加える改正規定（同条第十一号に
 係る部分に限る。）、同条第九十八條の表に次の
 ように加える改正規定（同表十一の項に係る部
 分に限る。）、及び同条第九十九條の改正規定
 （又はアイルランド協定）を「アイルランド
 協定又はスイス協定」に改める部分を除く。）、

第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員
 共済組合法等の特例に関する政令第二條の改正
 規定、同条第十六條に一号を加える改正規定、
 同条第二十二條の次に二号を加える改正規定、
 同条第三十四條の改正規定及び同条第四十條に
 二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部
 分に限る。）、第三条中社会保障協定の実施に伴
 う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政
 令第二條の改正規定、同条第十六條に一号を加
 える改正規定、同条第二十二條の次に二号を加
 える改正規定、同条第三十四條の改正規定及び
 同条第四十條に二号を加える改正規定（同条第
 十一号に係る部分に限る。）並びに第四条中社
 会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法
 の特例に関する政令第二條第十七号の六の次に
 二号を加える改正規定（同条第十七号の七に係
 る部分に限る。）、同条第十八條に一号を加える
 改正規定、同条第二十四條の次に二号を加える
 改正規定、同条第三十六條の改正規定（又は
 アイルランド協定）を「アイルランド協定又
 はスイス協定」に改める部分を除く。）、及び同
 条第四十二條に二号を加える改正規定（同条第
 十一号に係る部分に限る。）、社会保障に関する
 日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効
 力発生の日
 二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関
 する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発
 生の日
 附 則（平成二十五年六月二十八日政令第二
 一〇号）抄
 一〇号）抄
 第一條 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼
 性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改
 正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施
 行の日（平成二十五年七月一日）から施行す
 る。
 附 則（平成二十五年一月二三日政令第
 三四五号）
 三四五号）
 一 この政令は、次の各号に掲げる規定（ことに、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。）
 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年
 金保険法等の特例等に関する政令第二條に二
 号を加える改正規定（同条第五十五号に係る
 部分に限る。）、同条第九條第一項ただし書及
 び第十條の二第一項ただし書の改正規定、同
 条第二十一條第一項に二号を加える改正規定

(同項第十号に係る部分に限る。)、同令第二十四條の二の改正規定、同令第三十四條の二の改正規定、同令第三十五條、第三十八條及び第四十條の改正規定、同令第五十條に二号を加える改正規定(同令第十五号に係る部分に限る。)、同令第五十七條の二の改正規定、同令第七十二條に一号を加える改正規定、同令第七十三條第一項、第三項及び第四項、第七十七條第一項及び第三項、第八十四條第三項並びに第八十八條の二及び第九十二條の二の改正規定、同令第九十五條に二号を加える改正規定(同令第十三号に係る部分に限る。)、同令第九十六條に一号を加える改正規定、同令第九十七條の二の改正規定(同令第九十七條に二号を加える改正規定(同令第十三号に係る部分に限る。)、同令第九十八條の表に次のように加える改正規定(同表十三の項に係る部分に限る。)、同令第九十九條の三の改正規定、同令第一百零一條の四とし、同令第一百零一條の二の次に一号を加える改正規定並びに同令第一百五條、第一百八條、第一百十三條の二及び第一百五條の二、第一百十九條第一項及び第二項、第二百二十三條第一項及び第三項、第二百二十七條第三項並びに第三百二十四條の二及び第三百二十九條の二の改正規定、第二條中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二條及び第五條の二の改正規定、同令第八條に一号を加える改正規定、同令第十八條に一号を加える改正規定、同令第十九條、第二十二條、第二十三條、第二十六條及び第三十四條第三項の改正規定、同令第四十條に二号を加える改正規定(同令第十三号に係る部分に限る。))並びに同令第四十條の二並びに第四十四條第二項第二号及び第四十號イの改正規定、第四條中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二條第十七號の八

の次に二号を加える改正規定(同令第十七號の九に係る部分に限る。)、同令第七條の二の改正規定、同令第十條に一号を加える改正規定、同令第二十條に一号を加える改正規定、同令第二十一條、第二十四條、第二十五條、第二十八條及び第三十六條第三項の改正規定、同令第四十二條に二号を加える改正規定(同令第十三号に係る部分に限る。))並びに同令第四十二條の二並びに第四十六條第二項第二号及び第四十號イの改正規定並びに第五條の規定並びに次項の規定、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日

2 (経過措置)
 第五條の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を讀み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四號。以下この項において「平成二十二年経過措置政令」という。))第七條第一項又は第八條第一項の規定による加算額に相当する部分又は老齡基礎年金は、それぞれ社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十條第一項又は第二項の規定により讀み替えて適用する平成二十二年経過措置政令第七條第一項又は第八條第一項の規定による加算額に相当する部分又は老齡基礎年金とみなす。

附則 (平成二六年一月一六日政令第九号)抄
 (施行期日)
 1 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。
 附則 (平成二六年三月二四日政令第七号)抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。))の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年九月三〇日政令第三四二号)抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。))の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
 附則 (平成二九年五月八日政令第一四四号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (平成二九年七月二八日政令第二一四号)抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。
 附則 (平成三〇年五月七日政令第一六四号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (平成三一年二月二五日政令第二五号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二條に二号を加える改正規定(同令第六十一号に係る部分に限る。)、第五十條に二号を加える改正規定(同令第二十号に係る部分に限る。))及び第八十九條に一号を加える改正規定は、社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。
 附則 (平成三一年四月五日政令第一四六号)抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年三月三一日政令第一三八号)
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
 附則 (令和三年八月六日政令第二二九号)抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
 附則 (令和三年一〇月二九日政令第三〇四号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (令和三年一〇月二九日政令第三〇四号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (令和四年一月二六日政令第三三三号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の効力発生の日から施行する。
 附則 (令和五年一〇月二五日政令第三〇八号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (令和五年一〇月二五日政令第三〇八号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (令和五年一〇月二五日政令第三〇八号)
 この政令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。